

武蔵村山市第四次長期総合計画

前期基本計画(素案)

3. 誰もが自分らしく成長できるまちづくり

(1)人権	
①人権擁護-----	48
②男女共同参画-----	50
(2)教育	
①学校教育-----	52
②社会教育活動-----	57
③生涯学習-----	59

4. 快適で暮らしやすいまちづくり

(1)都市基盤	
①道路・公共交通-----	61
②公園・緑地-----	65
③住宅・宅地-----	68
④下水道-----	71
⑤都市づくり-----	73
(2)環境	
①廃棄物処理とリサイクル-----	76
②地球温暖化対策-----	78
③公害対策・環境美化-----	79

### 3. 誰もが自分らしく成長できるまちづくり

(1)人権

(2)教育

## (1) 人権

### ① 人権擁護

#### ■ 現状と課題

人権は、日本国憲法によって保障された、侵すことのできない国民の基本的権利です。しかし、今日もなお、男女差別や国籍差別などの人権侵害が依然として存在しています。また、近年は、経済状況の悪化と行き過ぎた競争の弊害などから、一部に弱者を蔑視し排除するような動きもみられます。

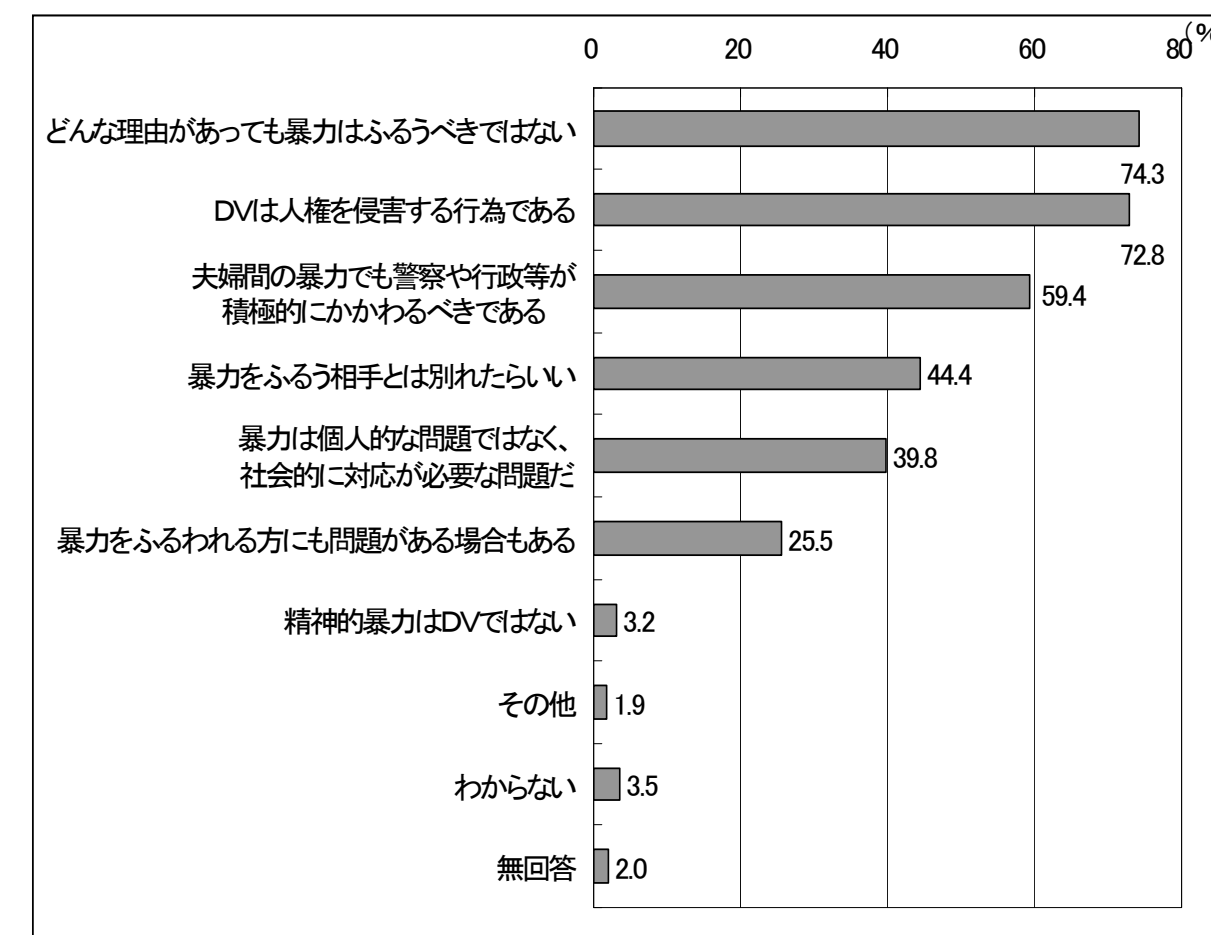
本市では、これらの差別や偏見を解消するための相談事業や啓発活動、学校教育等を実施しており、今後も引き続き、人権の尊重に関わる事業の展開を図り、市民の周知に努める必要があります。

相談名	日時	相談員	内容
法律相談	毎月第1・3・4水曜日 午後1時30分～4時 (予約受付は当日の午前9時から電話で)	弁護士	結婚、離婚、扶養、戸籍、相続遺言、損害賠償、その他法律全般についての相談
人権・悩みごと相談	毎月第1・3水曜日 午後1時30分～4時 (受付は午後1時～3時)	人権擁護委員	親子関係、近隣関係、家庭内不和、離婚、扶養等身近な人権問題についての相談
女性のための法律相談	毎月第2金曜日 午後1時30分～4時30分 (事前予約・保育有)	女性弁護士	結婚、離婚、扶養、戸籍、相続遺言、損害賠償、その他法律全般についての相談
女性のなやみごと・生きかた相談	毎月第2・4水曜日 午後1時30分～4時30分 (事前予約・保育有)	女性カウンセラー	親子関係、近隣関係、家庭内不和、離婚、扶養等についての相談

#### ■ 市民の声

##### ● 意識調査 『あなたは、DV(ドメスティック・バイオレンス)について、どう思われますか』

◆DVについて：「どんな理由があっても暴力はふるうべきではない」が74%、「DVは人権を侵害する行為である」が73%



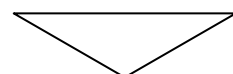
##### ● 市民懇談会の意見 『人権擁護』

###### テーマ・相談窓口の充実

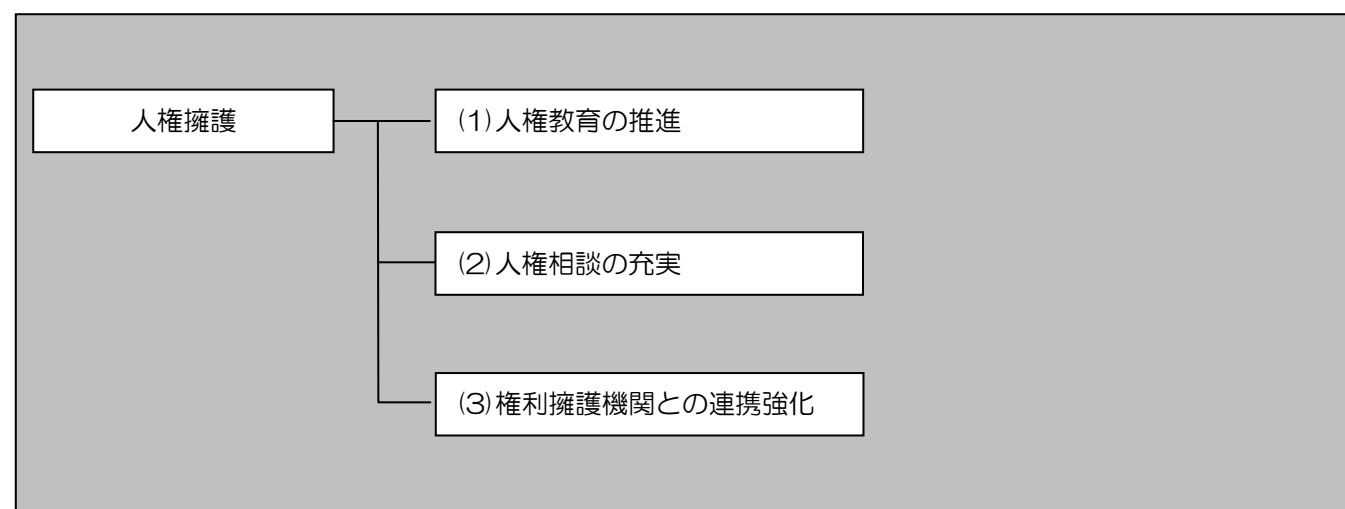
- 電話による相談を市内ですることができるシステムを整備する。
- イベント等による啓発活動を行う。

■基本方針

個々が有する個性、能力、価値観が尊重され、発揮できる社会の実現を目指して、様々な啓発活動や相談、支援を行います。



■施策の体系



■施策の内容

(1)人権教育の推進

多摩西人権擁護委員協議会等の関係機関と連携し、学校教育や社会教育を中心に、様々な人権問題を正しく理解するための人権教育を行い、人を思いやる心をはぐくみます。  
 さらに、東京都の人権教育に関するビデオ等の資料を活用した学習会の開催など、人権教育を地域で推進するリーダーの育成に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○人権啓発活動の推進 ○学校における人権教育の推進	秘書広報課 教育指導課

(2)人権相談の充実

人権擁護委員との連携のもと、人権相談の充実を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○法律相談の実施 ○人権・なやみごと相談の実施 ○女性のための法律相談の実施 ○女性のなやみごと・生きかた相談の実施	秘書広報課 地域振興課

(3)権利擁護機関との連携強化

人権の侵害に対して、適切な対応が図れるよう、東大和警察署や保健所、人権擁護委員、社会福祉協議会等の各関係機関との連携強化を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○関係機関との連携強化	秘書広報課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1)人権教育の推進	人権啓発活動回数	2回/年	
(2)人権相談の充実	相談開催回数	2回/月	
(3)権利擁護機関との連携強化	情報交換、情報の共有化	人権擁護委員との定例会	継続

## ②男女共同参画

### ■現状と課題

男女共同参画社会基本法や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）などの施行により、国による法制度は徐々に充実してきました。

一方で、職場をはじめ、様々な分野における女性の社会進出が進み、またその重要性が認識されるようになったものの、不安定な雇用状況や長時間労働、少子・高齢化社会により、女性が育児・介護に携わらなくてはならない現実があります。

こうした中、本市においても、平成22年度に「第二次男女共同参画計画ー男女YOU・Iプランー」を策定し、すべての市民が性別にかかわらず、それぞれの人権・個性・能力・価値観が尊重され、発揮できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

しかし、女性を含む委員会の構成比が伸び悩んでいることに象徴されるように、男女共同参画の実現にはほど遠い現状にあり、現在、「男女共同参画推進市民委員会」を設置し、今後のあり方を検討しています。

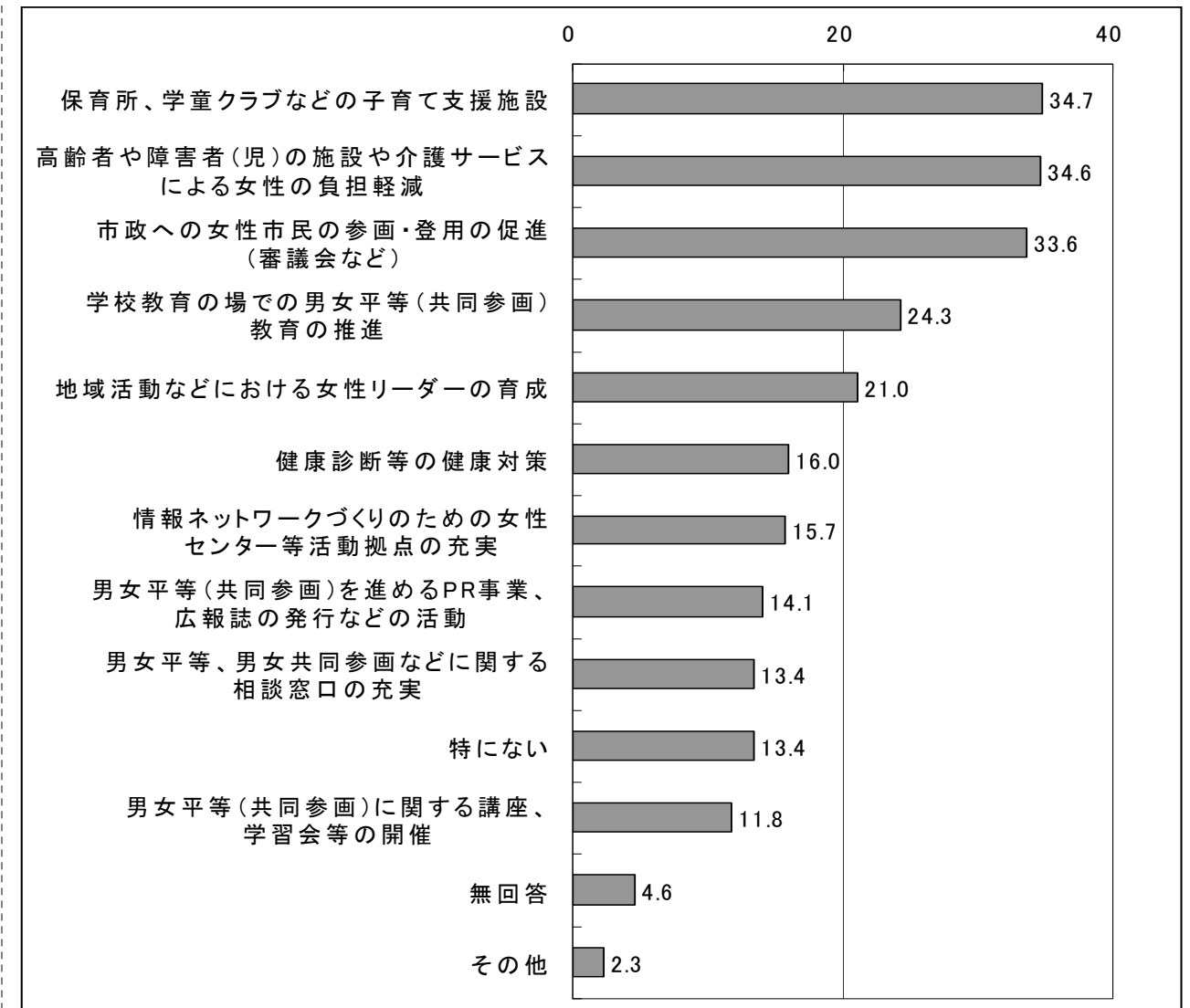
表 市の各委員会等における女性委員の参画状況 平成21年4月1日現在

区分	総委員数	女性委員数	割合
行政委員会（地方自治法第180条の5参照）	28人	2人	7.1%
附属機関（地方自治法第138条の4、第202条の3で規定されているもの）	321人	64人	19.9%
設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等	225人	96人	42.7%
合計	574人	162人	28.2%

### ■市民の声

●意識調査 『男女共同参画社会の実現に向けて、あなたが市に対して特に力を入れて欲しいと思う施策は何ですか』

◆男女共同参画社会の実現に向けた施策：「保育所、学童クラブなどの子育て支援施設」、「高齢者や障害者（児）の施設や介護サービスによる女性の負担軽減」が35%、「市政への女性市民の参画・登用の促進（審議会など）」が34%



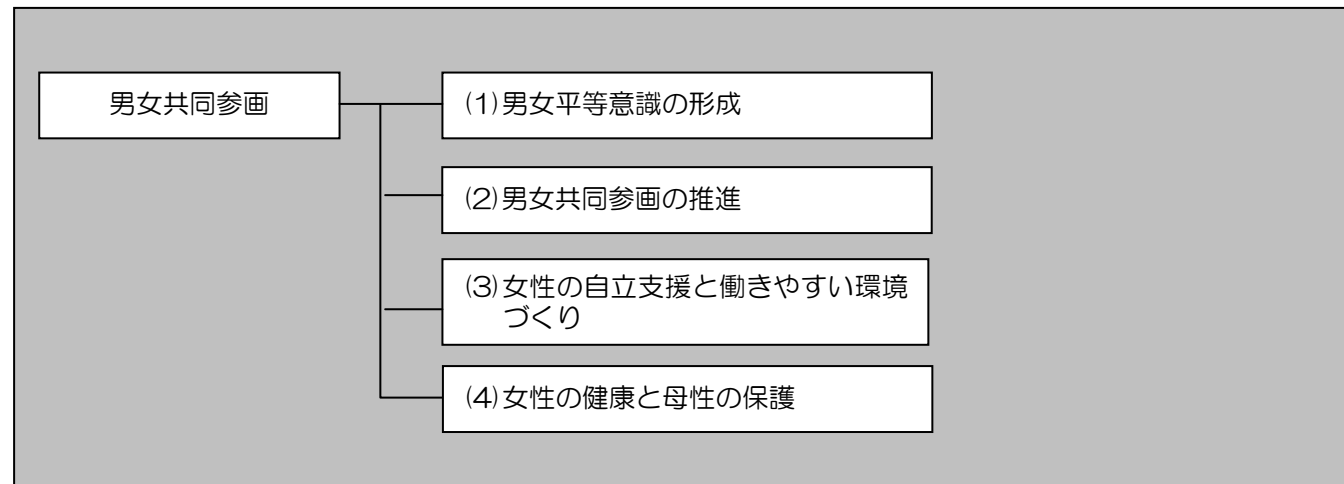
●市民懇談会の意見『男女共同参画』

- テーマ・自治会への女性役員の進出
  - 自治会組織の中に女性部を設置する。

■基本方針

男性も女性も性別にとらわれず、自分らしくいきいきと暮らせ、個性を尊重できるような施策を推進するとともに、市民や事業所と一体となって、男女共同参画社会の実現を目指します。

■施策の体系



■施策の内容

(1)男女平等意識の形成

社会のあらゆる場における男女の役割分担意識を改革するため、男女共同参画フォーラムによる啓発事業、情報誌やホームページの活用など、情報提供の充実を図ります。

また、男女共同参画社会の推進拠点として、都営村山団地に設置された緑が丘ふれあいセンター内の男女共同参画センターの活動を推進するほか、家庭、学校、地域における男女平等観に立った教育・学習を充実させるための学習機会の拡大を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○男女共同参画フォーラムの実施 ○情報誌 YOU・I の発行 ○男女共同参画センター活動の推進	地域振興課

(2)男女共同参画の推進

市の政策や方針決定の場への共同参画を推進するため、参画機会の拡大に向けた環境づくりを図り、各種審議会等への女性の積極的な参画を進めます。

具体施策（事業）	事業課
○各種審議会等への女性の参加促進	地域振興課

(3)女性の自立支援と働きやすい環境づくり

女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携を図り、再就職に役立つ情報の提供や職務能力の向上等にむけた支援、起業に関する情報提供・支援、就労継続支援、相談事業等の充実に努めます。

また、男性も女性も仕事と家庭の両立が可能となるよう、保育内容の充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センターなどを活用し、働く男女の子育て支援に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○再就職情報の提供 ○職務能力向上支援の実施 ○起業に関する情報提供・支援の実施 ○就労継続支援の実施 ○就労に関する相談事業の実施 ○ファミリー・サポート・センターの活用	地域振興課 子育て支援課

(4)女性の健康と母性の保護

女性だけでなく男性も母性を理解することの促進を図るため、妊娠、出産、家族計画など母性機能を守る上での知識の普及・情報提供や妊産婦の健康診査など母子保健サービスの充実を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○各種母子保健事業の実施	健康推進課

■評価指標

中項目	指標	現況値	目標値
(1)男女平等意識の形成	フォーラムの開催回数	1回/年	1回/年
(2)男女共同参画の推進	審議会等への女性参加率	28.2%	40%
(3)女性の自立支援と働きやすい環境づくり			
(4)女性の健康と母性の保護			

## (2)教育

### ①学校教育

#### ■現状と課題

本市には、市立小学校9校、市立中学校5校があります。そのうち第四小学校と第二中学校を対象とした2校は、多摩地区初の施設完全一体型小中一貫校である小中一貫校村山学園として平成22年4月に開校しました。村山学園を発信校として、全校で小中連携教育を推進しています。

平成22年5月1日現在、小学校の児童数は4,421人、中学校の生徒数1,950人で、近年は僅かずつながら増加傾向にあります。しかし児童数・生徒数には地域差がみられ、各々の規模の適正化を推進しています。

平成19年3月には「第2次教育推進プラン」を策定し、心の教育の充実、学力向上策の推進、体力向上策の推進、小中連携教育の推進など14のプラン実現を目指しています。

また、「第2次特別支援教育推進計画」に基づき、障害のある児童・生徒の教育的ニーズに응する特別支援学級（固定・通級）を設置するとともに、巡回相談等により通常学級における特別支援教育も推進しています。

このほか、本市には、都立高校2校、私立高校1校、都立特別支援学校1校、私立大学2校（内1校は講堂のみ）があります。

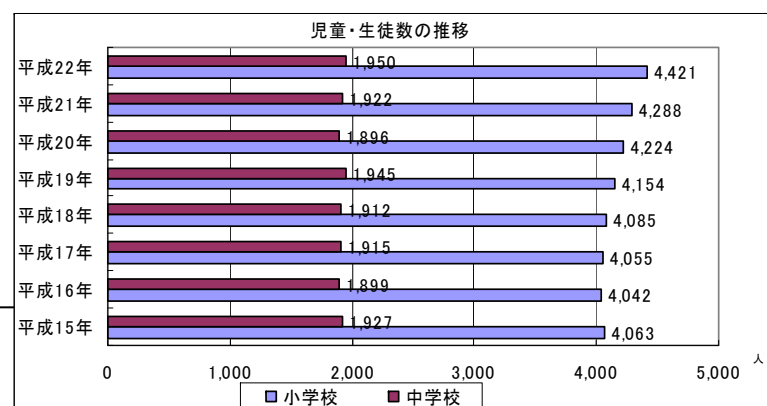
今後も、効率的な運営・管理、施設（設備）の更新、安全性の向上等に努め、心身ともに健全な学校教育の推進を図る必要があります。

表 小中学校の学級数一覧 平成21年5月1日現在

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計
第一小学校	2	2	2	2	2	2	12(3)
第二小学校	2	2	2	2	2	2	12
第三小学校	2	3	3	2	3	2	15
第四小学校	2	2	2	1	2	2	11(1)
第七小学校	3	3	4	3	3	3	19
第八小学校	3	3	3	2	2	2	15(3)
第九小学校	2	2	2	2	2	2	12(3)
第十小学校	4	4	4	4	4	4	24
雷塚小学校	2	2	2	2	2	2	12(4)
第一中学校	4	3	5	-	-	-	12(2)
第二中学校	2	1	2	-	-	-	5(2)
第三中学校	2	3	2	-	-	-	7(1)
第四中学校	5	5	5	-	-	-	15
第五中学校	5	6	6	-	-	-	17

注 合計の( )は特別支援学級数及び日本語学級数の別掲である

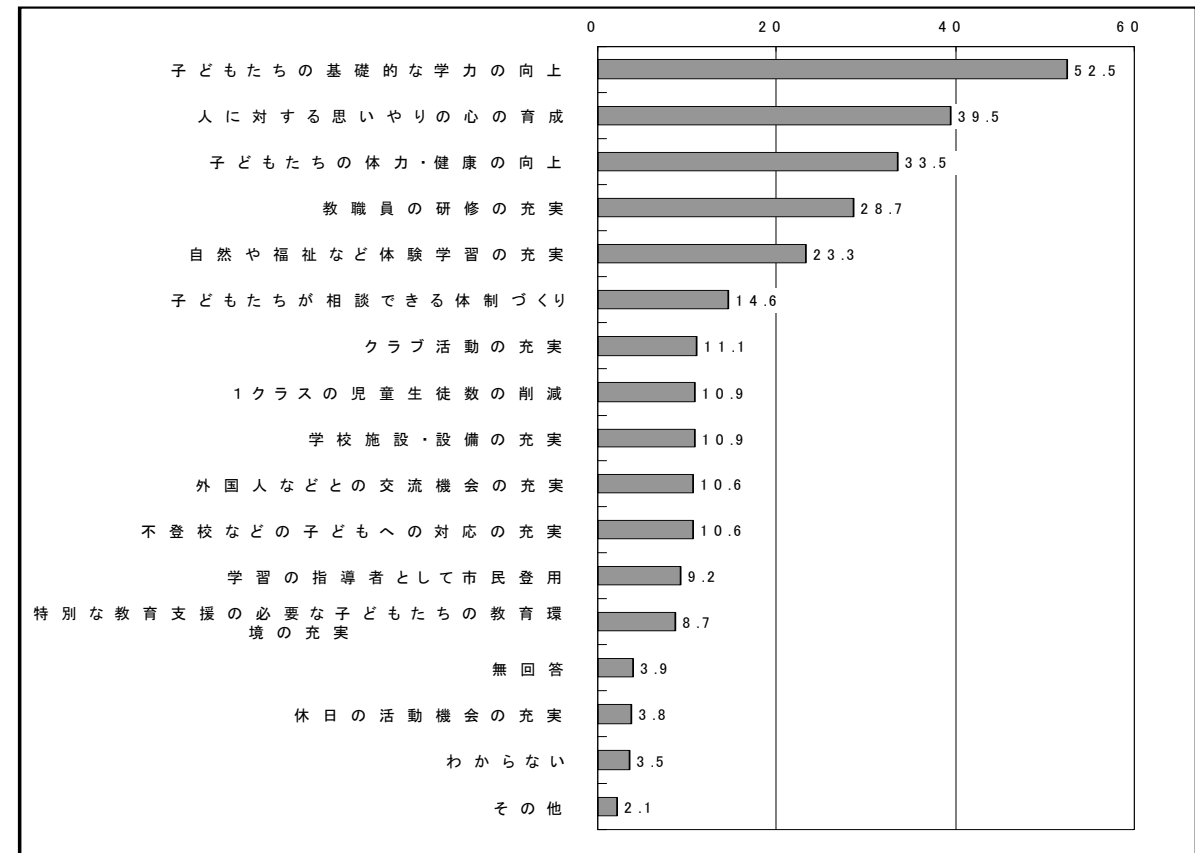
出典：統計書(学校基本調査)



#### ■市民の声

●意識調査 『子どもたちの教育をより一層充実するためには、市はどのようなことに力を入れたいと思いますか』

◆教育をより一層充実させるための取り組み：「子どもたちの基礎的な学力の向上」が53%



#### ●市民懇談会の意見『学校教育』

##### テーマ・教育体制

- 1学級の人数が多く、30人学級へ移行する。
- 低学年は担任2人制（副担任）制度を導入する。
- 1年間の授業時間を増やす。（私学では土曜日にも授業を行っている。）

##### テーマ・専門家の充実

- 小学校の体育指導について、外部指導者を導入する。
- 体育専門の先生等による水泳指導を行う。
- 小・中学校への体育・文化の指導者を増員する。

##### テーマ・市を特徴づける教育の戦略的目標

- 長期的には、「全市小中一貫校化」を推進する。

##### テーマ・小学校教育環境整備（ハード面）

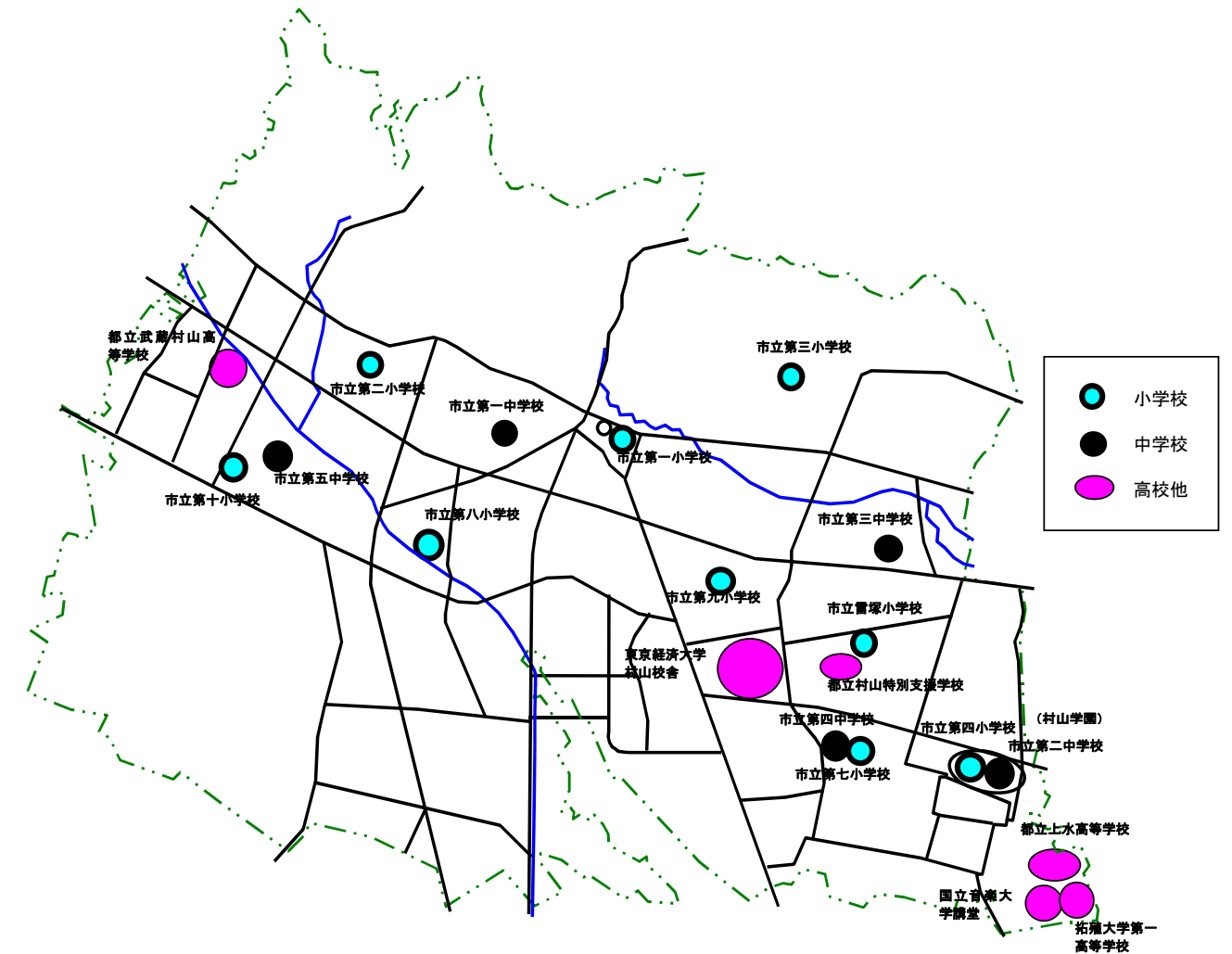
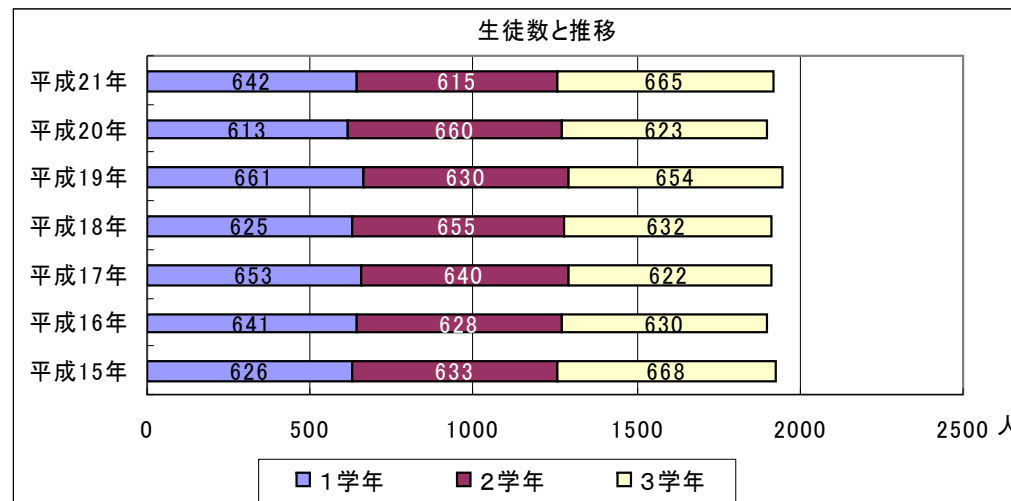
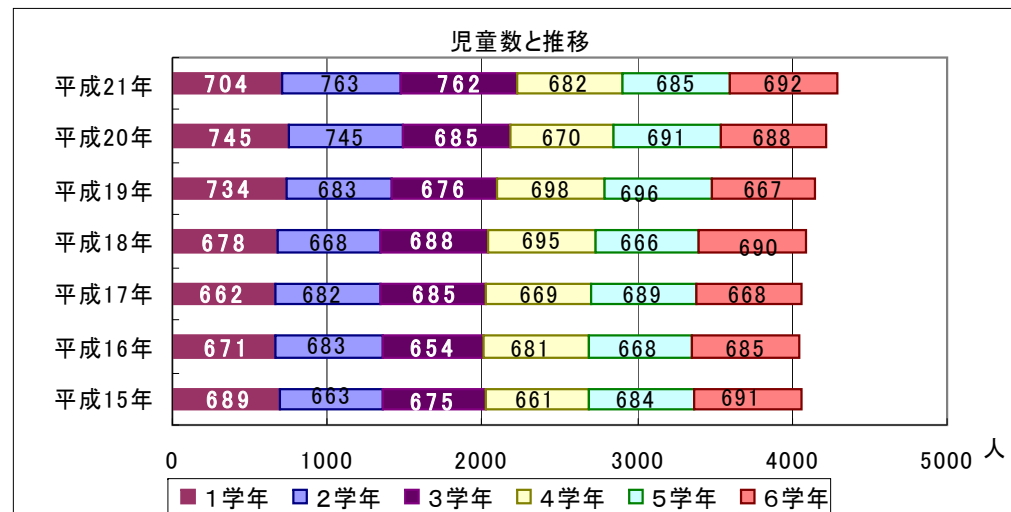
- 小・中学校の施設の充実と平準化を進める。
  - ・校庭の自動散水装置、屋上緑化、クーラー・冷水機の設置
  - ・会議等ができる多目的ルームの設置

##### テーマ・小学校教育学力等向上（ソフト面）

- ICタグを活用した児童の安心安全確保システムを導入する。
  - 児童の行き帰りの通学時間情報を保護者に通知するICタグの導入を図る。児童が校門を通過する時間を保護者の携帯電話にメールで知らせることができるシステムの導入。



■学校教育施設配置図

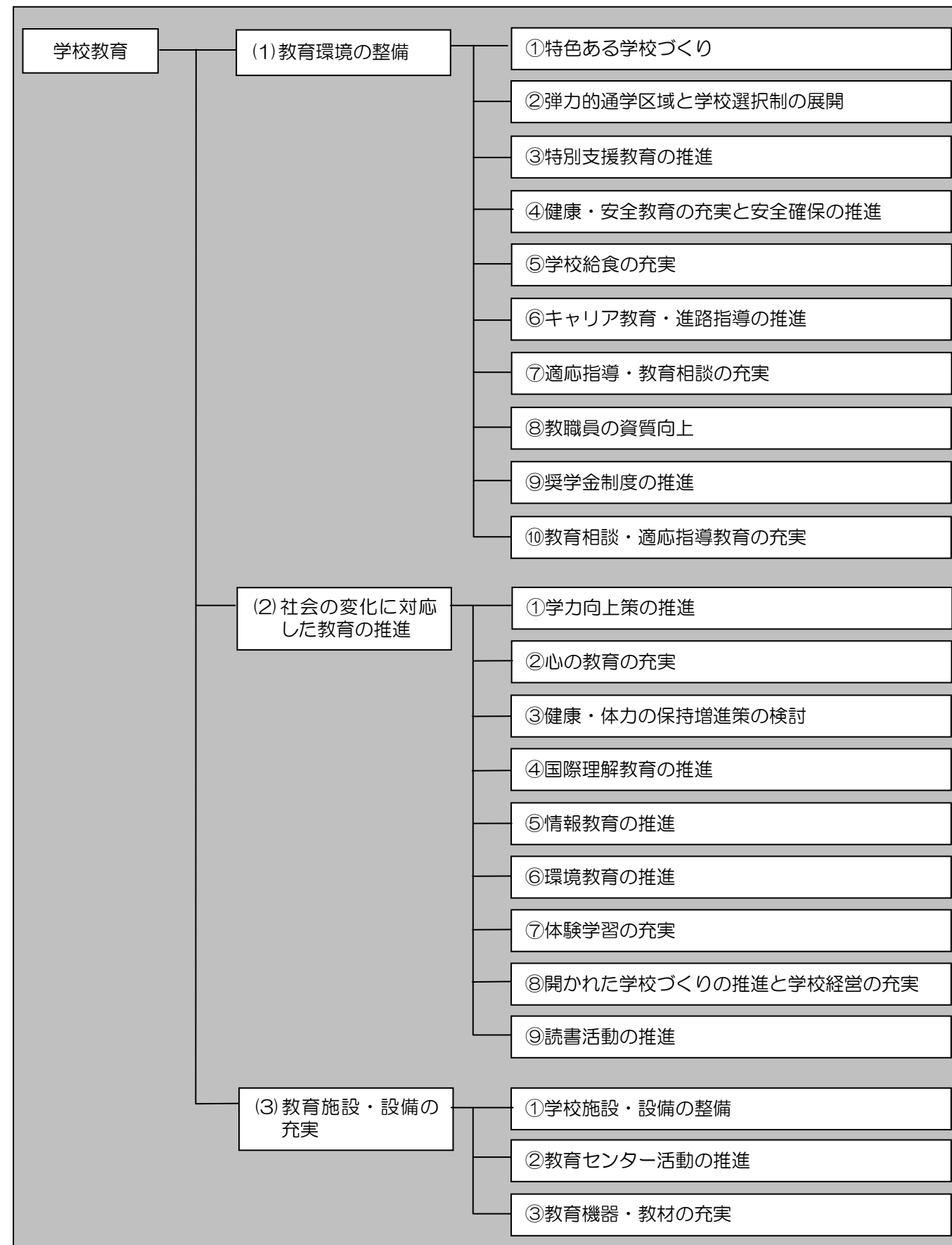


■基本方針

思いやりの心や社会生活のルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐむために、人権教育や心の教育を充実するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けた人間を育てる教育を推進します。

また、子どもたち一人ひとりが自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、行動し、より多くの問題を解決できるようにするため、基礎的、基本的な知識、技能の習得と課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、個性と創造力を伸ばさせる教育を推進します。

■ 施策の体系



■ 施策の内容

(1) 教育環境の整備

① 特色ある学校づくり

平成20年3月改訂の新学習指導要領に基づき、特色ある学校づくりを進めるため、地域の自然・歴史や文化等を題材とした創意工夫のある、地域に根ざした、開かれた教育を展開します。

また、平成17年度からは、市立小中学校全校で2学期制を導入しており、引き続ききめ細かな指導を行うとともに、今後も教育課程の見直し・充実を図ります。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○特色ある学校づくりの推進 ○小中一貫校村山学園の教育効果の検証 ○小中連携教育の推進 ◎教育推進基本計画（仮称）の策定、推進 ◎コミュニティスクールの開校	教育指導課 教育政策担当

② 弾力的通学区制と学校選択制の展開

市内の人口動向や児童数の実態等に配慮して、市立学校の指定に関する規則に基づき、区域外就学や指定変更申請については、個々の実情により弾力的に対応します。

また、中学校選択制については、引き続き実施し、教育を受ける側のニーズを尊重し、特色ある学校への転換を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○学校選択制の実施	教育総務課

③ 特別支援教育の推進

障害のある子どもの教育については、個別指導計画に基づき一層充実させるとともに、通常の学級に在籍する障害のある子どものための情緒障害等通級指導学級の充実、学習障害等の障害のある児童・生徒のニーズに合わせたきめ細かな教育が展開できるよう、特別支援教育のあり方を検討します。

また、各学校においては、多様な障害に関する研修を充実させるなど、組織的・継続的な教育ができるよう環境づくりに努めます。

さらに、「伸びゆく子ども展」の開催や副籍制度の活用等、地域や特別支援学校との交流を活発化して、児童・生徒・市民の相互理解と心のふれあいを一層深めます。

具体施策（事業）	事業課
○地域との交流の推進 ○特別支援教育の推進 ○特別支援教育支援員の配置	教育総務課 教育指導課 教育政策担当

④健康・安全教育の充実と安全確保の推進

学校保健安全法に基づく定期健康診断や、健康相談、保健室の充実等による児童・生徒の心と身体の健康管理を充実するとともに、児童・生徒の安全確保のため、地域・家庭との連携を深め、非行防止や犯罪から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成等、地域・関係機関が連携した安全教育や、登下校時における防犯ブザーの携行、スクール・ガードリーダーの巡回など安全指導の推進を図ります。

また、防犯対策として防犯カメラを運用し、不審者等から児童・生徒の安全確保の推進を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○セーフティ教室の開催 ○地域安全マップの作成 ○定期健康診断、就学時健康診断の実施 ○スクール・ガードリーダーによる学校安全巡回指導	教育総務課 教育指導課

⑤学校給食の充実

食育や地産地消を重視し、地元農家の協力を得て、地場野菜を積極的に導入し、安全・安心な給食の提供を行います。

具体施策（事業）	事業課
○食育の推進	学校給食課 教育指導課

⑥キャリア教育・進路指導の推進

職場見学・職場体験や出前講座等を活用して、児童・生徒が自らの生き方を考え、望ましい職業観や勤労観を培い、主体的に進路を選択することができるよう、地域・企業と連携した小・中学校連携の考えに基づいた、計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進します。

具体施策（事業）	事業課
○中学校における職場体験学習の実施	教育指導課

⑦適応指導・教育相談の充実

児童・生徒や保護者の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の機能を強化するとともに、各中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、適応指導・教育相談体制の充実を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○教育相談室事業の実施 ○適応指導教室事業の実施 ○スクールカウンセラーの配置	教育指導課

⑧教職員の資質向上

授業改善推進プランを活用するなど、教職員の能力開発や指導力の向上のため、教職員研修・研究機能を整備します。

具体施策（事業）	事業課
○各種教職員研修の実施 ○1校1研究による校内研究の奨励 ○授業実践交流会の実施	教育指導課

⑨奨学金制度の推進

次代を担う意欲のある人材を育成するため、奨学金資金条例に基づき、奨学金制度の推進と情報提供に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○奨学金制度の推進	教育総務課

⑩教育相談・適応指導教育の充実

心の悩みを抱える児童・生徒や子どもの教育に悩んでいる保護者に対する相談活動や、心理的要因等により登校できない子供たちに対する適応指導教室の運営について、一層の充実を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○教育相談事業の実施 ○スクールカウンセラーの配置【再掲】 ○適応指導教室事業の実施	教育指導課

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

①学力向上策の推進

児童・生徒一人ひとりに確かな学力の定着を図るため、「市立学校の学力向上策」に基づき、授業改善を図るとともに、家庭や地域との連携を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○学力・学習意識調査の実施 ○授業改善推進プランの作成 ○学力向上委員会広報誌「レッツ・チャレンジ」の発行 ○漢字検定の実施 ○小学校補助教員の配置 ○中学校非常勤講師の配置 ○教育ボランティアの拡充 ○特別支援教育支援員の配置【再掲】 ○学校司書の配置	教育指導課 教育総務課

②心の教育の充実

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を發揮し、相互の緊密な連携のもと、地域ぐるみで見守り・育てる環境を整備するとともに、道徳的実践活動を通し、心の教育の充実を図ります。

また、教育のつどい等の共同開催や職員の交流、情報交換など、保育所・幼稚園と小中学校及び公民館や図書館などが連携を強め、一貫した心の教育のあり方について検討し、その実践に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○道徳授業地区公開講座の実施 ○人権教育の推進	教育指導課

③健康・体力の保持増進策の検討

児童・生徒一人ひとりの体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校と家庭が連携した体力向上策及び食育の推進を行います。

具体施策（事業）	事業課
○体力向上策の推進 ○食育の推進【再掲】	教育指導課 健康推進課

④国際理解教育の推進

様々な分野で国際化が進展する中、児童・生徒が外国の文化・社会を理解し、豊かな国際感覚を身につけられるよう、ALT（外国語指導助手）による語学教育や総合学習での取組などを強化し、国際理解教育を推進します。

また、帰国児童・生徒及び外国籍の児童・生徒が日本社会の生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○外国青年英語教育の推進【再掲】 ○小学校英語活動支援員の配置 ○帰国子女等指導助手の配置	教育指導課

⑤情報教育の推進

高度情報化社会に柔軟な対応ができる子どもを育てるため、情報機器の導入や視聴覚ソフトの活用による効果的な学習指導に努めます。また、インターネット等を利用した学校間交流などを推進します。

また、情報リテラシー教育の徹底により、正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネットなどの普及による多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう努めます。

具体施策（事業）	事業課
○小中学校コンピュータ等の活用の推進	教育指導課

⑥環境教育の推進

地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題や大気汚染、騒音問題、水質汚濁やごみ問題などの都市・生活型公害など、様々な環境問題に対して興味、関心を持ち、理解を深める教育を展開します。

具体施策（事業）	事業課
○環境教育の実施	教育指導課

⑦体験学習の充実

地域の自然や歴史、文化などに直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動への参加などの体験学習を充実します。

具体施策（事業）	事業課
○稲作体験の実施 ○職場体験学習の実施 ○教育ボランティアの活用 ○移動教室の実施	教育指導課

⑧開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実

保護者や地域の願いを受け止め、共に子どもを育てるという視点に立った学校づくりを進めるため、学校評議員制度や学校運営協議会、学校評価制度等を活用し、意見を反映させるとともに、学校公開及び学校ホームページによる教育活動や学校経営方針の公開・公表を積極的に推進します。

また、中学校の部活動に地域人材を外部指導員として配置し、部活動の活性化を図ります。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○学校評議員制度の充実 ○学校関係者評価の実施 ○一斉学校公開の実施 ○部活動外部指導員の配置 ◎学校支援地域本部の設置	教育指導課 生涯学習スポーツ課

⑨読書活動の推進

学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性、情緒などを身に付けさせ、人間力の基礎となる「言語力」の育成を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○学校司書の配置【再掲】	教育指導課

(3)教育施設・設備の充実

①学校施設・設備の整備

児童・生徒が安全に充実した学校生活が送れるように、学校施設・設備の改修整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

また、地震等災害時の避難施設として有効に活用できるように施設の充実を図るとともに、多くの方が安心して施設を利用できるように、障害者用トイレを整備します。

具体施策（事業）	事業課
○学校施設耐震補強の実施 ○水飲み栓直結給水事業の実施 ○学校施設改修の実施（特別教室の冷房化、トイレ環境整備等） ○校庭整備の実施（芝生化等） ◎市立学校への太陽光パネルの設置	教育総務課 教育政策担当

②教育センター活動の推進

教職員の資質の向上、家庭や児童・生徒の悩みに対応するため、「適応指導教室」や「教育相談室」等、教育センター活動の推進を図ります。

また、教育に関するあらゆる情報の収集・発信・ネットワーク化を図り、学校情報や図書館・公民館情報の提供など、教育センターの機能強化に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○教育センターの機能強化	教育指導課

③教育機器・教材の充実

コンピュータや視聴覚機器の導入など、新しい教育内容や指導方法の変化に応じた教育機器・教材の充実に努め、情報教育の一層の推進を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○コンピュータ機器の充実	教育総務課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1)教育環境の整備	スクールガードリーダーによる学校安全巡回	年2回	年2回
	奨学資金審議会	年2回	年1～2回
	小中一貫校村山学園検証委員会の運営	5回/13回(3年)	4回/年
(2)社会の変化に対応した教育の推進			
(3)教育施設・設備の充実	教育用コンピュータの充実	100%	100%

## ②社会教育

### ■現状と課題

市民の価値観の変化・多様化に伴い高まる様々なニーズに応えるため、各種の社会教育サービスを提供しており、公民館、地区会館、市民会館及び図書館等が利用されています。

一方で、青少年問題協議会を設置し、その協議結果を活かしながら青少年の健全育成活動を推進しています。

今後も市民の様々なニーズに応えるため、施設等の利用しやすいシステムの構築や各活動団体等への支援を行っていく必要があります。

表 社会教育関連施設の一覧と利用状況

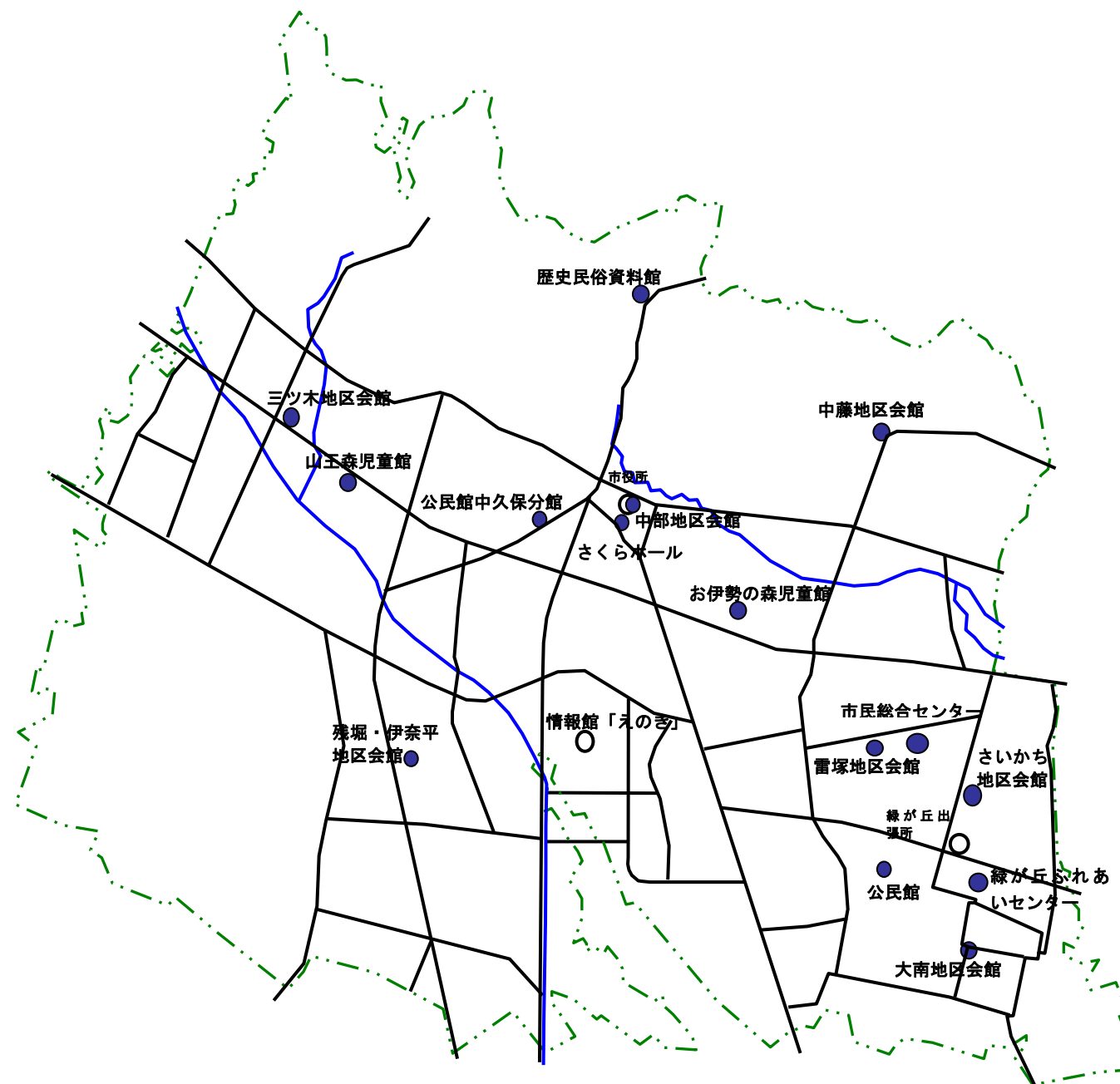
※資料：生涯学習スポーツ課・教育総務課・子育て支援課 平成20年4月～平成21年3月

施設名	開館日	主催事業		一般団体		その他		合計	
		回	人	回	人	回	人	回	人
公民館	346	—	—	1,774	19,898	2	44	1,776	19,942
中久保分館	346	—	—	275	2,754	15	193	290	2,947
雷塚地区会館	346	13	228	1,721	18,200	53	1,110	1,784	19,538
中藤地区会館	346	—	—	1,242	11,177	18	292	1,260	11,469
三ツ木地区会館	346	—	—	2,060	21,762	59	907	2,119	22,669
大南地区会館	346	8	119	1,958	21,742	12	(1,505)	1,978	(1,505)
残堀・伊奈平地区会館	346	1	9	2,126	18,296	46	428	2,173	18,733
中部地区会館	338	—	—	962	12,080	1,393	18,719	2,355	30,799
さいかち地区会館	344	—	—	119	751	—	—	119	751
生涯学習活動室	332	—	—	1,789	25,844	—	—	1,789	25,844
合計		22	356	14,026	152,504	1,598	(1,505)	15,643	(1,505)

表 図書館利用者及び蔵書数

平成22年3月31日現在

図書館名	登録者(人)	図書		点字図書		カセットテープ		C	D
		貸出冊数(冊)	蔵書数(冊)	貸出冊数(冊)	蔵書数(冊)	貸出数	所蔵数		
雷塚	7,467	109,255	57,053	0	0	3	0	1,548	0
中久保	2,139	42,490	31,640	0	0	0	0	407	0
中藤地区	1,949	26,052	47,570	0	564	3	342	3,911	2,161
三ツ木地区	4,324	53,355	47,976	1	0	19	0	366	0
大南地区	4,956	68,309	48,729	0	0	0	0	1,041	0
残堀・伊奈平地区	4,270	51,707	51,093	0	0	0	0	6,805	2,192
合計	25,105	351,168	284,061	1	564	25	342	14,078	4,353



### ■市民の声

#### ●市民懇談会の意見『社会教育』

#### テーマ・中央図書館の整備

- 市民の教養を高める大事な施設である中央図書館を整備する。

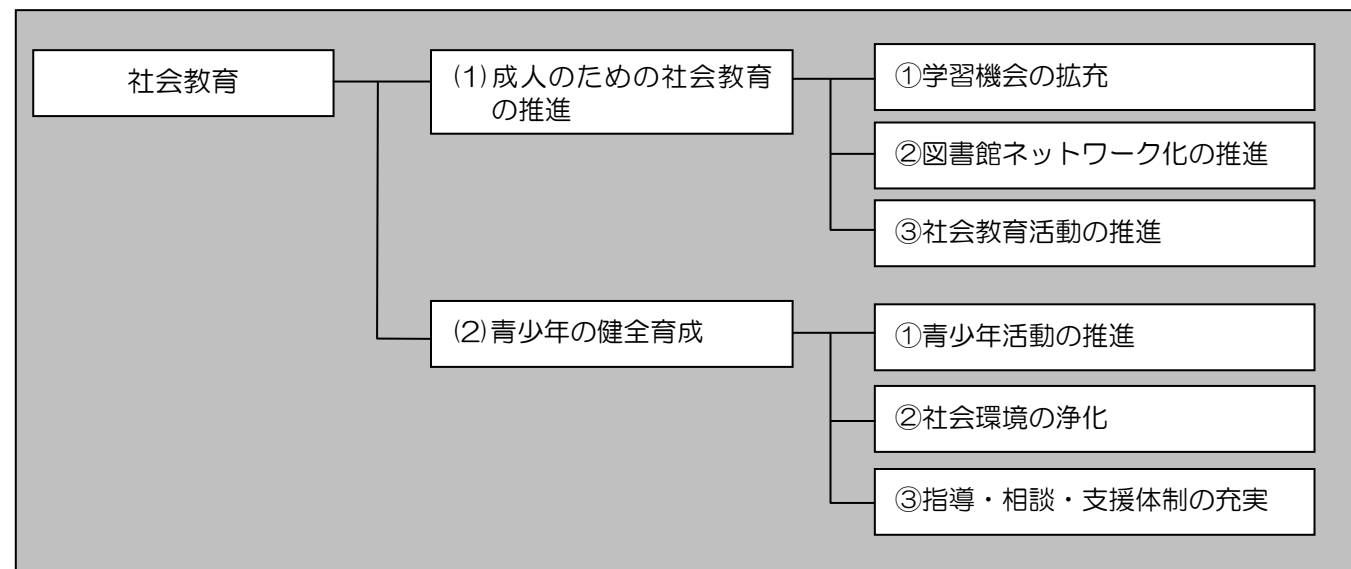
#### テーマ・市民の集う場の整備

- 会館等、休みの日も会議室等はオープンにする。
- 利用時間を午前（4時間）・午後（4時間）を2時間単位にするなど利用しやすくする。

■基本方針

子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって学び、社会に貢献できるよう、家庭、学校、地域の教育力を高め、その連携が進むように支援します。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 成人のための社会教育の推進

① 学習機会の拡充

男女共同参画社会の実現や環境、福祉、教育等の現代的な課題や、芸術、文化、まちづくり等の地域的な課題など、市民ニーズに応じた課題に対し、講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。また、芸術・文化的な講座については、市民との共同開催を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○出前講座の充実 ○公民館事業の充実	生涯学習スポーツ課

② 図書館ネットワーク化の推進

図書館活動の振興のため、各図書館の整備を推進するとともに、公民館や学校との連携を図りつつ、生涯学習センター（仮称）への中央図書館（仮称）の併設を検討します。また、図書館総合情報システムは、さらに利用者がより使いやすく便利なものとなるよう改良し、図書館資料の計画的な収集・整理・提供に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○図書館総合情報システムの推進 ○学校図書館との連携 ○中央図書館（仮称）の検討	図書館

③ 社会教育活動の推進

関係機関や市民との協働及び職員の専門性の向上などにより、学習機会の場の提供やグループ・団体に関する確かな情報提供及び高度化する市民ニーズや学習相談に対応する体制を整備するとともに、多くの市民が参加・継続できる仕組みを検討します。

具体施策（事業）	事業課
○学習機会の充実	生涯学習スポーツ課

(2) 青少年の健全育成

① 青少年活動の推進

青少年団体活動の活性化を図るため、青少年対策地区委員会と協力して、子ども会等の青少年団体の活動を支援するとともに、指導者の育成や団体相互の交流を推進します。また、青少年が自然に親しみながら、主体性を身につける場としての屋外体験学習施設の活用を推進します。

具体施策（事業）	事業課
○青少年育成団体への支援 ○青少年健全育成基本方針の推進 ○屋外体験活動の充実	生涯学習スポーツ課

② 社会環境の浄化

青少年を取り巻く社会環境をよりよいものとするため、国や東京都の施策と連動しつつ、青少年補導連絡会を中心に、家庭・地域・学校・行政が連携して、有害図書等の排除活動など、青少年にとって有害と思われる環境の浄化に取組み、明るい環境づくりに努めます。また、地域ぐるみで見守る体制・環境づくりのため、青少年対策地区活動と連携し、社会環境浄化への市民の意識醸成を行います。

具体施策（事業）	事業課
○青少年補導連絡会によるパトロール等の推進	生涯学習スポーツ課

③ 指導・相談・支援体制の充実

青少年の非行を防止するため、学校や青少年補導連絡会などの関係機関が一体となった街頭指導や相談事業など、具体的支援体制の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○青少年補導連絡会によるパトロール等の推進【再掲】 ○子ども生活相談の実施	生涯学習スポーツ課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 成人のための社会教育の推進	出前講座の開催回数		
(2) 青少年の健全育成	子ども生活相談の実施回数		

### ③生涯学習

#### ■現状と課題

社会経済が成熟期に入り、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化しており、平均寿命の伸長や「ワークライフバランス（仕事と私生活の偏りをなくすこと）」の考え方の普及等もあって、余暇時間が増加しています。

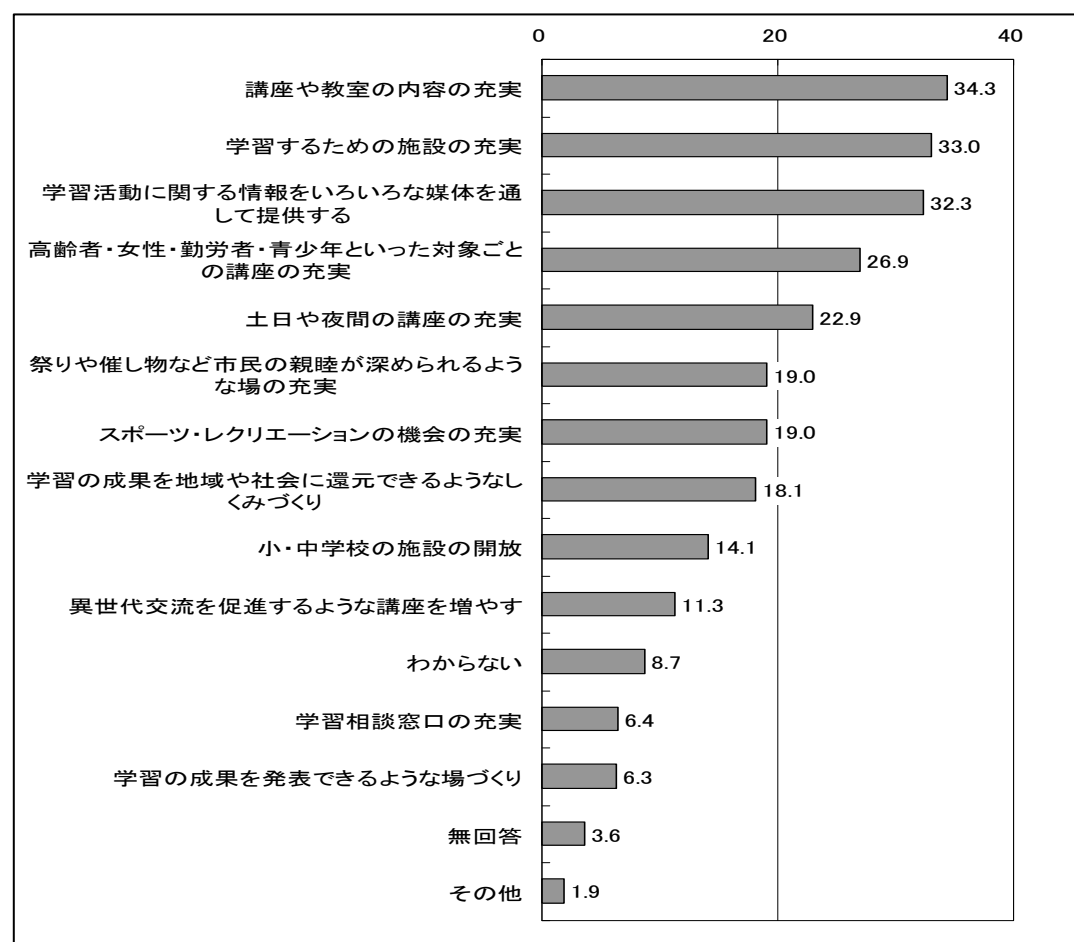
こうした中、団塊の世代の一斉退職もあり、市民の「生涯学習」に対する期待、意欲がさらに高まっており、公民館、図書館、市民会館等の施設で生涯学習の場を提供しています。

今後も、市民が生涯にわたって自ら学べるよう、各種講座や教室の内容の充実や学習活動に関する情報の提供など、一層充実した生涯学習の場の提供が必要です。

#### ■市民の声

●意識調査 『生涯学習をより一層充実させるためには、市はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか』

◆生涯学習をより一層充実させるための取り組み：「講座や教室の内容の充実」が34%、「学習するための施設の充実」が33%、「学習活動に関する情報をいろいろな媒体を通して提供する」が32%



●市民懇談会の意見『生涯教育』

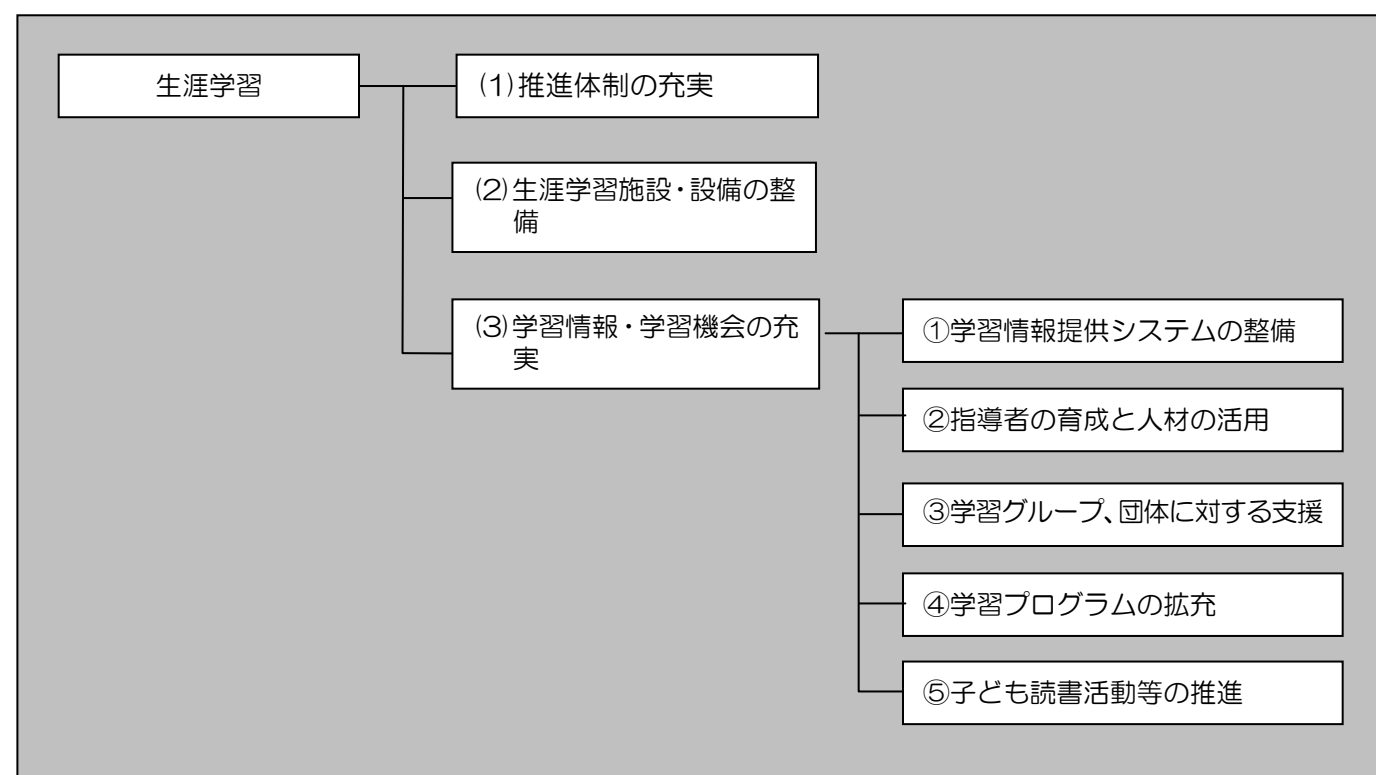
テーマ・図書館の活用

■図書館の閉館時間を最低7時まで延長する。

#### ■基本方針

市民が生涯を通じて、自ら学び、文化などに親しみ、社会参加できる機会の充実を図ります。

#### ■施策の体系





■ 施策の内容

(1) 推進体制の充実

郷土意識や生きがいの持てるまちづくりを市民と協働で進めるため、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動を支援する第三次生涯学習推進計画の推進を図ります。

また、市民各層の意見・要望を反映し、市民ニーズに合った生涯学習の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○第三次生涯学習推進計画の推進 ○生涯学習推進会議の充実	生涯学習スポーツ課

(2) 生涯学習施設・設備の整備

公民館、図書館、市民会館などの生涯学習施設の整備を進めるとともに、これらの施設との機能分担のあり方等に配慮しながら、中央図書館、中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、生涯学習センター（仮称）の設置について検討します。

また、各施設が一層利用しやすいものとなるよう、生涯学習施設ネットワークを構築し、施設機能、利用状況等の情報交換や人的交流を活発にして、施設相互の連携・PRを進めます。

さらに、教育・観光・産業分野との連携のもと、青少年が地域の自然と接し、様々な体験を通して学習活動ができる場づくりを検討します。

具体施策（事業）	事業課
○生涯学習センター（仮称）の検討	生涯学習スポーツ課 図書館

(3) 学習情報・学習機会の充実

① 学習情報提供システムの整備

関連施設の情報提供システムを一元化し、施設や講座内容などの情報を市民にわかりやすく提供するため、インターネットを活用した生涯学習情報提供システムの整備・運用を検討します。

具体施策（事業）	事業課
○生涯学習情報提供システム導入の検討	生涯学習スポーツ課 図書館

② 指導者の育成と人材の活用

市民が培った知識や技術等を地域社会に生かすための場の検討を行い、多様な人材を発掘するとともに、指導者の育成を図ります。

さらに、学習・施設ボランティアの育成や地域づくりリーダーを確保するとともに、学校教育等を支援する広域的な人材活用のネットワーク化を進めます。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○青少年リーダーの養成	生涯学習スポーツ課

③ 学習グループ、団体に対する支援

自主的な学習活動を行う市民グループや団体に対して、学習内容や運営、指導者、活動場所、PR等について、相談窓口を開設して支援します。

また、活動成果の発表・紹介の場となる生涯学習市民学園まつりを発展させた形の生涯学習フェスティバルの開催について、教育・文化・福祉・産業・観光など関係機関や施設との連携により検討します。

具体施策（事業）	事業課
○学習相談窓口の整備 ○市民学園まつりの推進	生涯学習スポーツ課

④ 学習プログラムの拡充

保健・福祉・環境・まちづくりなど学習課題の増加、多様化に対応するため、既存の行政による出前講座に加え、市民の経験やノウハウを生かしたボランティア講師による講座の開講等、学習内容の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○市民講師による出前講座の開講	生涯学習スポーツ課

⑤ 子ども読書活動等の推進

近年、子どもの活字離れや国語力の低下、対話による問題解決能力の低下等が指摘されています。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

このため、子どもの読書活動の重要性に鑑み、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、読書の状況等を踏まえ、子ども読書活動に関する施策を推進します。

また、文字・活字文化の振興に資するため、必要な施策の検討を行います。

具体施策（事業）	事業課
○子ども読書活動推進計画の推進	図書館

■ 評価指標

中項目	指標	現況値	目標値
(1) 推進体制の充実			
(2) 生涯学習施設・設備の整備			
(3) 学習情報・学習機会の充実			



## 4. 快適で暮らしやすいまちづくり

(1)都市基盤

(2)環境

## (1) 都市基盤

### ① 道路・公共交通

#### ■ 現状と課題

道路は、文化的な都市生活や機能的な都市活動を行うための重要な都市基盤施設としての役割をもつほか、災害発生時における避難路や延焼を遮断するなど多面的な機能があります。

本市の道路ネットワークは、平成22年4月現在、都道6路線（延長約19km）、市道1,244路線（延長約250km）で形成されています。

市道については、幅員4m未満の狭隘道路が多く、市民生活の利便性や安全性を確保するうえで改良が求められており、幹線道路である都道でも、新青梅街道等の一部の路線を除くと幅員が12m未満で、十分な交通処理能力をもっていません。

望ましい道路ネットワークを形成する上で必要な都市基盤施設として都市計画道路があり、昭和36年に10路線、以後2路線を加えて、延長25,808mが都市計画決定されており、平成21年4月現在で全体の49.4%が供用されています。

公共交通は、通勤・通学など日常生活に欠かせない存在ですが、本市には軌道交通がなく、バスの定時性も確保が難しい現状です。そのため、自動車等の利用を余儀なくされており、これを補うため、市内循環バスのMMシャトルが運行されていますが、多摩都市モノレールの市内への延伸が強く望まれています。

市内には、武蔵野の路を含む野山北公園自転車道や残堀川自転車道が整備され、多くの方に利用されています。また空堀川についても、遊歩道が一部整備されており、引き続き、早期整備を東京都に要請していきます。

#### ■ 市民の声

##### ● 市民懇談会の意見『道路・交通』

##### テーマ・新青梅街道の整備

- 都道であっても、利用する市民の視点から提案できる検討の場を設ける。
- 安心して歩行、通行ができる新青梅街道の道路整備が必要である。
- 市民の生活道路である身近な道路整備が必要である。

##### テーマ・歩道の安全対策

- 車椅子やベビーカーなどの通行の妨げになる、電柱や標識、カーブミラー等を移動し、安全に歩ける歩道空間を確保する。
- 歩道が狭く、車道との高低差が大きい場所では、車道側への転倒の危険性の高い区間の改善を行う。
- 幅員が狭く、交通量の多い通り（例：大南のスーパーさえき～湖南処理場など）での歩行者の安全確保に努める。
- 見通しの悪い交差点の解消や、小学校周辺の通学路の安全を確保していく。
- 道路の凸凹をなくすため、バリアフリー化を推進する。

##### テーマ・歩行者と自動車が共存できるまちづくり

- 病院、図書館、公民館、公園、商店街、スーパー等の集客施設があり、人や車の通行が多い道路では、歩行者、自転車、自動車が共存できる魅力あるみちとなるよう、コミュニティ道路としての魅力づけを行う。（仮称）らいつかふれあいロード：村山医療センター～団地いなげやまでの区間

##### テーマ・自転車利用の活用

- 残堀川沿いの自転車道のネットワークを形成する。
- 既存の自転車道を軸に自転車走行帯の確保（ペイントなど）により、安全に走行できる自転車ネットワークを形成していく。（仮称）むらやまりんロード

##### テーマ・循環バスのルート設定

- 各方面から市の中核施設（市役所、市民総合センター、体育館など）に行くためのバスルートを確認するとともに、運行時間帯についても考慮する。

- 循環バスの運行ルートについては、市民ニーズにあわせて見直しを行う。
- 循環バスの運行ルートを検討する場には、実際に利用している市民を入れるべき。

● 意識調査 『武蔵村山市は住みよいまちづくりを目指して、さまざまな施策に取り組んでいますが、あなたが特に力を入れて欲しいと望まれることは何ですか？』

◆ 要望の高い市のまちづくり施策：「モノレールの導入」が64%

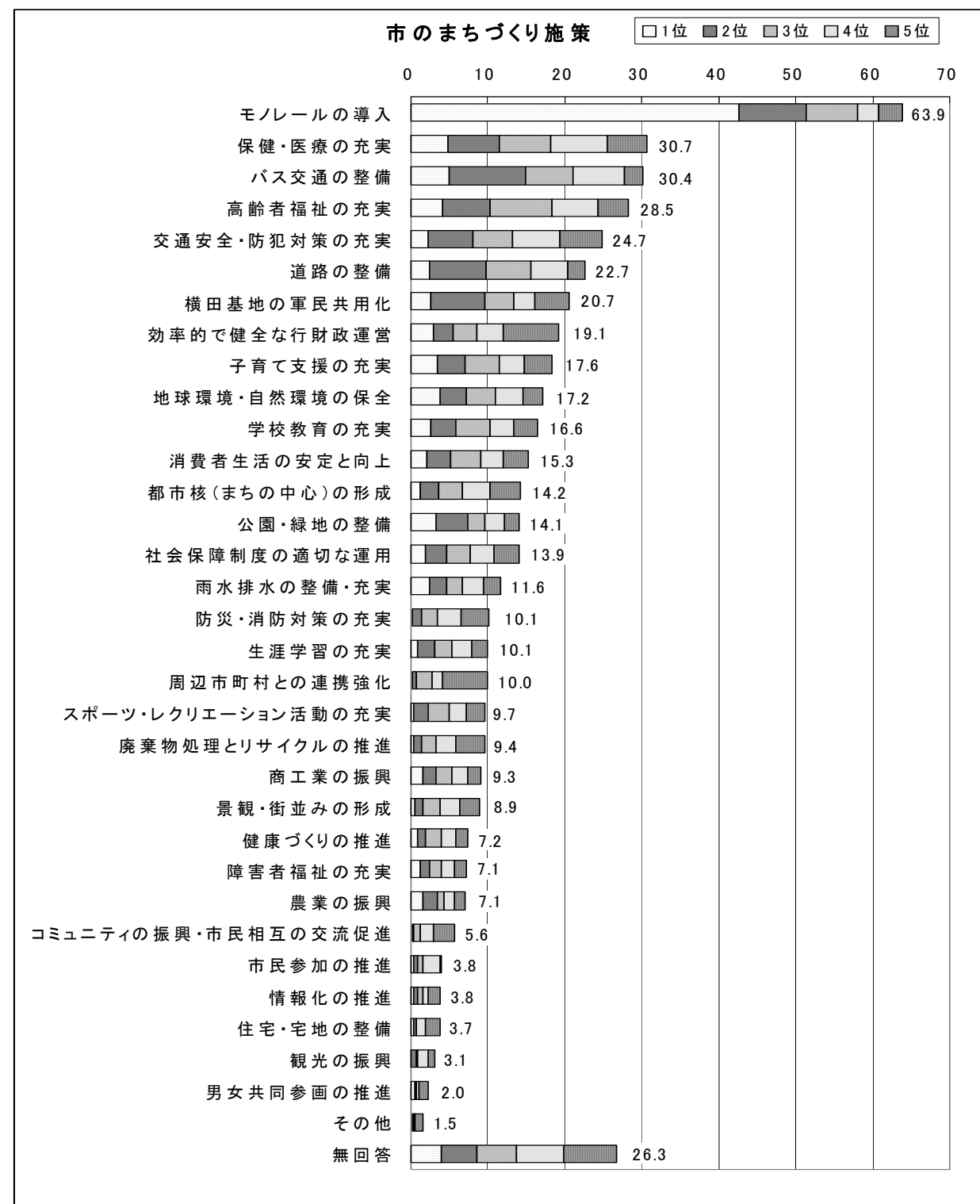


表 都道延長及び面積

平成21年3月31日現在

路線番号	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	路線名	備考
5号線	9,236	134,118	新宿青梅線(青梅街道)	主要地方道
〃			(新青梅街道)	主要地方道
55号線	4,430	55,153	所沢武蔵村山立川線	主要地方道
59号線	2,036	40,870	八王子武蔵村山線	主要地方道
162号線	2,919	30,961	三ツ木八王子線	一般都道
253号線	393	3,142	保谷狭山自然公園自転車道線	一般都道
合計	19,014	264,244		

【出典：統計書（道路公園課）】

表 路線図運行ルート概略

ルート名	主なバス停
上北台ルート	【通勤時】上北台駅～市役所～三ツ木地区会館 【日中時】上北台駅～市役所～かたくりの湯～総合体育館
玉川上水ルート	【通勤時】玉川上水駅～市役所～玉川上水駅 【日中時】玉川上水駅～イオンモール～かたくりの湯～市役所～玉川上水駅
武蔵砂川ルート	【通勤時、日中時】武蔵砂川駅～イオンモール～中原三丁目～イオンモール～武蔵砂川駅
西循環ルート	【日中時】イオンモール～総合体育館～かたくりの湯～市役所～イオンモール

【出典：市HP】

表 幅員別道路延長及び面積の推移

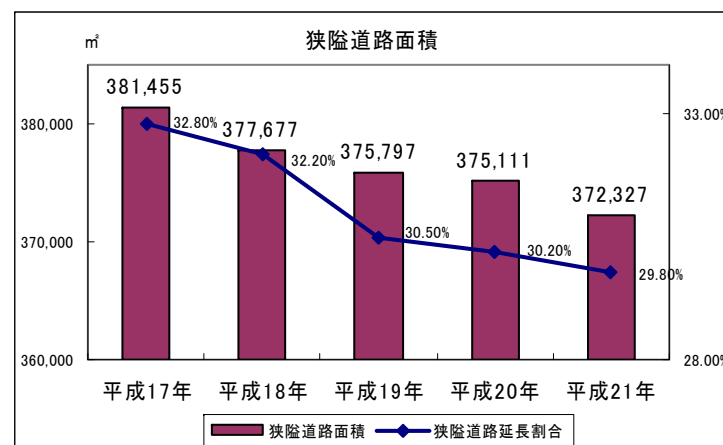
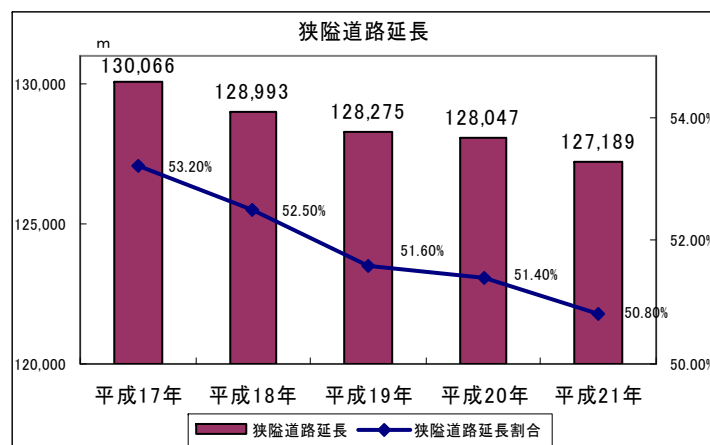
各年3月31日現在

路面区分	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
10m以上	22,936	282,425	22,912	282,435	25,664	336,948	26,000	345,204	26,000	345,104
9m～10m未満	2,072	18,802	2,484	22,591	2,381	21,490	2,352	21,569	2,352	21,571
6m～9m未満	27,878	187,486	28,845	193,580	28,753	192,438	28,760	192,484	29,315	195,889
5m～6m未満	23,476	125,559	23,936	127,968	24,832	132,902	24,965	133,683	26,152	139,868
4m～5m未満	37,901	167,619	38,298	169,626	38,657	171,452	38,792	172,109	39,253	174,349
3m～4m未満	60,358	224,422	59,475	221,182	59,256	220,384	59,139	219,991	58,607	217,977
2m～3m未満	34,565	94,065	34,415	93,615	34,117	92,874	34,006	92,579	33,856	92,113
2m未満	35,143	62,968	35,103	62,880	34,902	62,539	34,902	62,541	34,726	62,237
合計	244,329	1,163,346	245,468	1,173,877	248,562	1,231,027	248,915	1,240,160	250,261	1,249,108

狭隘道路(4m未満)	130,066	381,455	128,993	377,677	128,275	375,797	128,047	375,111	127,189	372,327
狭隘道路割合	53.2%	32.8%	52.5%	32.2%	51.6%	30.5%	51.4%	30.2%	50.8%	29.8%

【出典：統計書（道路公園課）】

図 全道路の占める狭隘道路延長・面積割合の推移

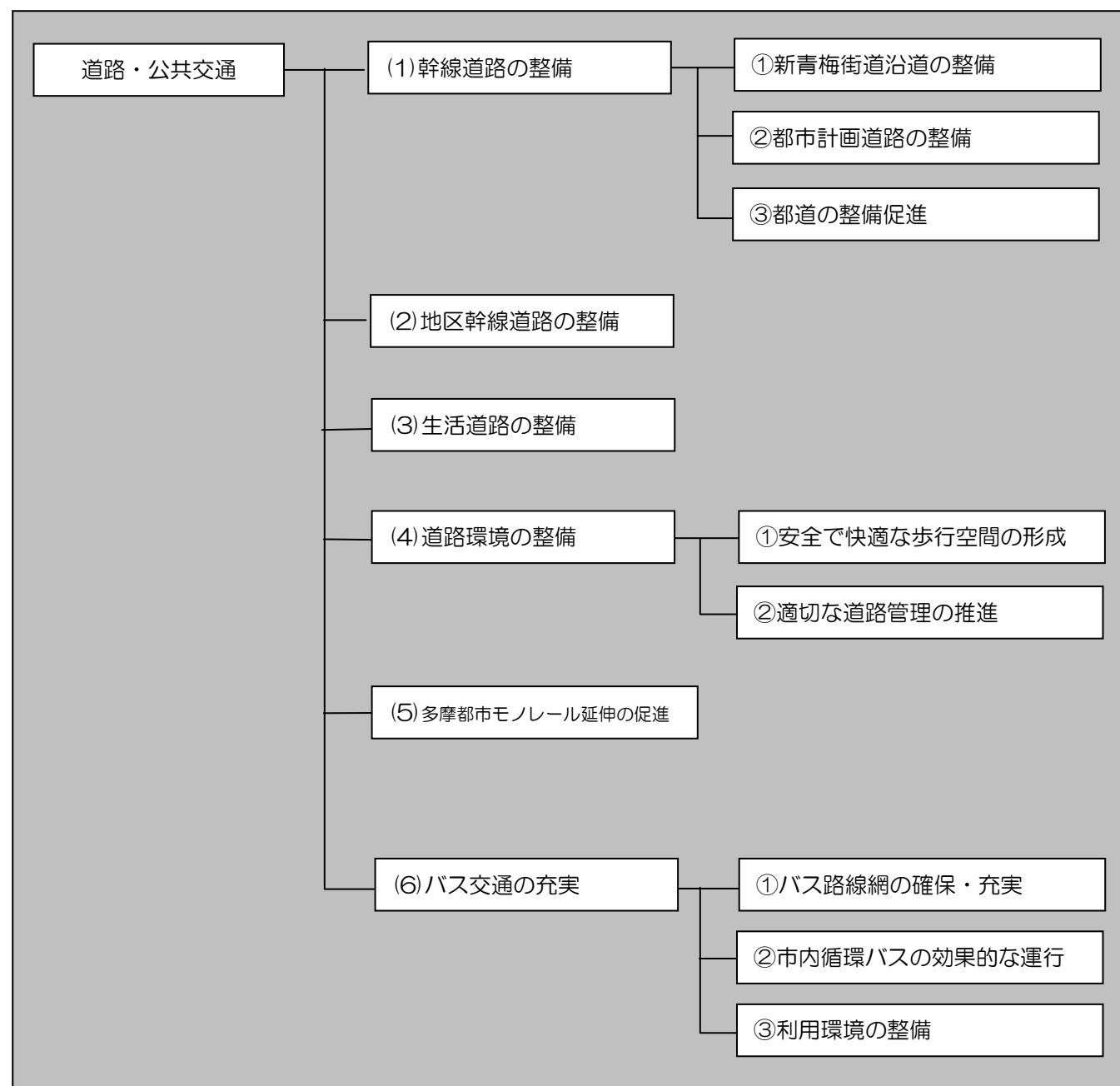


■基本方針

多摩都市モノレールの延伸は、交通利便性の向上とともに、地域の活性化や魅力あるまちの創出のために最も重要であることから、モノレールの早期延伸の要請を関係機関に行うとともに、モノレールの導入空間となりうる新青梅街道の沿道について、活気とにぎわいのあるまちづくりを推進します。

また、交通渋滞を緩和し、安全で快適な歩行者空間を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の充実により、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路ネットワークの強化を図ります。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 幹線道路の整備

① 新青梅街道沿道の整備

都市核やサブ核を有機的に結びつける都市軸として、市の骨格的な役割を果たす新青梅街道について、拡幅再整備の実施とあわせて、にぎわいと活力のある沿道市街地の形成に向けたまちづくり計画を策定するとともに、緑豊かな快適都市空間の創出を目指す環境軸の整備を推進していきます。

具体施策（事業）	事業課
○新青梅街道沿道まちづくり計画の策定	都市計画課

② 都市計画道路の整備

交通量の増大や都市活動、経済活動の進展等に対応し、市街地における道路ネットワークの骨格となる都市計画道路については、事業の効果的・効率的な実施に配慮しながら早期整備に努めます。

多摩地域における都市計画道路の整備方針（第3次事業化計画）で優先的に整備路線に定められた路線の整備に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○東大和武蔵村山線整備の推進	都市計画課
○松中残堀線整備の促進	
○武蔵砂川駅複線整備の促進	

③ 都道の整備促進

朝夕の交通渋滞を緩和し、安全で円滑な通行を確保するため、「第2次交差点すいすいプラン」による交差点改良を早期に整備するとともに、狭小の歩道拡幅や歩道が未整備である都道の整備等を引き続き東京都に要請していきます。

また、多摩都市モノレールの導入空間となる新青梅街道の早期事業化を引き続き東京都に要請していきます。

具体施策（事業）	事業課
○第2次交差点すいすいプランの促進	都市計画課
○新青梅街道拡幅事業の促進	

(2) 地区幹線道路の整備

日産跡地及び周辺地区の幹線道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。

具体施策（事業）	事業課
○榎地区まちづくりの検討	都市計画課
○都市核土地区画整理事業の推進	区画整理課

## (3)生活道路の整備

市民の安全で快適な通行を確保するため、幹線道路との有機的な結びつきに配慮しながら、生活道路網の体系的な整備計画を策定し、整備を推進するとともに、隅切りの整備や見通しの悪い交差点の改良など交通環境の変化に対応した道路の整備に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○主要市道第12号線の拡幅の推進 ○市道隅切等の整備	道路公園課

## (4)道路環境の整備

## ①安全で快適な歩行空間の形成

道路の舗装、改良にあたっては、歩道の確保、街路樹の植栽、舗装のデザイン性の向上などにより、安全で快適な歩行空間の整備を推進します。既存の歩道については、バリアフリー化など高齢者、障害者等に配慮した、安全で快適な歩道への改良に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○歩道改良整備の検討	道路公園課

## ②適切な道路管理の推進

良好な道路機能の維持を図るため、道路パトロールの実施や道路台帳の整備などにより、適切な維持・管理を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○道路の適正な維持管理	道路公園課

## (5)多摩都市モノレール延伸の促進

多摩都市モノレールの上北台～箱根ヶ崎間延伸について、平成12年1月、国の運輸政策審議会答申で目標年度の平成27年までに整備着手することが適当である路線として位置づけられています。

そこで、早期事業化に向け、市と市民が連携した促進活動を行い、東京都等の関係機関に強く要請していきます。

具体施策（事業）	事業課
○市民組織と連携した促進活動の実施 ○各種イベント等の実施	都市計画課

## (6)バス交通の充実

## ①バス路線網の確保・充実

多様化する交通需要や幹線道路の整備状況にあわせ、新規路線の運行、既存路線の運行の充実や運行本数の増強等を関係機関に要請するとともに、バス事業者と連携し、交通利便性の向上に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○バス事業者との調整	都市計画課

## ②市内循環バスの効果的な運行

市内循環バスの運行については、「市内循環バス検討協議会」の報告等を踏まえ、平成21年2月に路線の改正を行ったところですが、まちづくりの整備状況や利用者の声を勘案しながら、関係機関と連携し、効果的な運行の改善を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○バス路線等の検討	都市計画課

## ③利用環境の整備

高齢者や障害者をはじめとして、誰もが安心して乗り降りできるようノンステップバスの導入促進などを関係機関に要請するほか、随時、老朽化した車両の買替えを行い、利用者の利便性の向上等を図ります。

また、運賃のワンコイン化（100円均一運賃化）に関する検討を行うとともに、交通空白地域の解消に向け、小型車両を利用して狭い道路でも走行することができるコミュニティタクシー（仮称）の導入に関する検討を行います。

具体施策（事業）	事業課
○市内循環バス車両の買替えの推進 ◎市内循環バス運賃のワンコイン化の検討 ◎コミュニティタクシー（仮称）導入の検討	都市計画課

## ■評価指標

中項目	指標	現況値	目標値
(1)幹線道路の整備	幹線道路整備率		
(2)地区幹線道路の整備	地区幹線道路整備率		
(3)生活道路の整備	狭あい道路改修率		
(4)道路環境の整備			
(5)多摩都市モノレール延伸の促進	要望活動の実施	年1回程度	年1回以上
(6)バス交通の充実	市民ニーズにあったルート等の改正		

## ②公園・緑地

## ■現状と課題

公園・緑地は、憩いの場、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場、子どもたちの遊びの場として重要な役割を果たしています。

また、良好な都市景観の形成、災害発生時の避難場所や延焼遮断帯としての機能、大気浄化のための機能などをもつ重要な都市基盤施設です。

本市においては、東京都が都立野山北・六道山公園、中藤公園、観音寺森緑地の公有地化を進め、保全・活用のための整備を推進しています。

本市にある公園は、広域公園、総合公園、近隣公園等の公園が22か所(139.49ha)で開園されており、市の総面積(1,537ha)に占める公園面積は約9.1%、人口1人当たりの公園面積は、平成21年4月で19.7㎡となります。

緑地は、狭山緑地、観音寺森緑地や海道緑地保全区域、狭山近郊緑地保全区域が約81ha(重複除く)あり、その他の広場等は、児童遊園45か所(約2.49ha)、運動広場8か所(約1.00ha)、地域運動場4か所(約1.51ha)、残堀川親水緑地広場7か所(約1.53ha)が整備されています。

公園・緑地に対する市民ニーズはますます増大化、多様化することから、市民の意向を反映しながら、適切な維持管理や機能の向上を図ることが必要です。

## ■市民の声

## ●市民懇談会の意見『公園・緑地』

## テーマ・市民が楽しめる公園づくり

- 親子で気軽に利用できる公園、緑地を整備する。(簡単に歩ける範囲内)
- 公園整備等による更新の際には、計画段階から市民が関わり、「市民が利用しやすい・楽しめる公園」について一緒に考えていく。
- 近所に利用できる公園を整備し、公園利用の不便地域をなくしていく。(大規模な公園ではなく、近所の公園単位で)

## テーマ・スポット緑地の整備

- サイクリングや散歩の休憩場所としても活用できるような、ポケットパークを整備する。(みどりのネットワーク化も視野にいれる)

表 公園・緑地一覧表

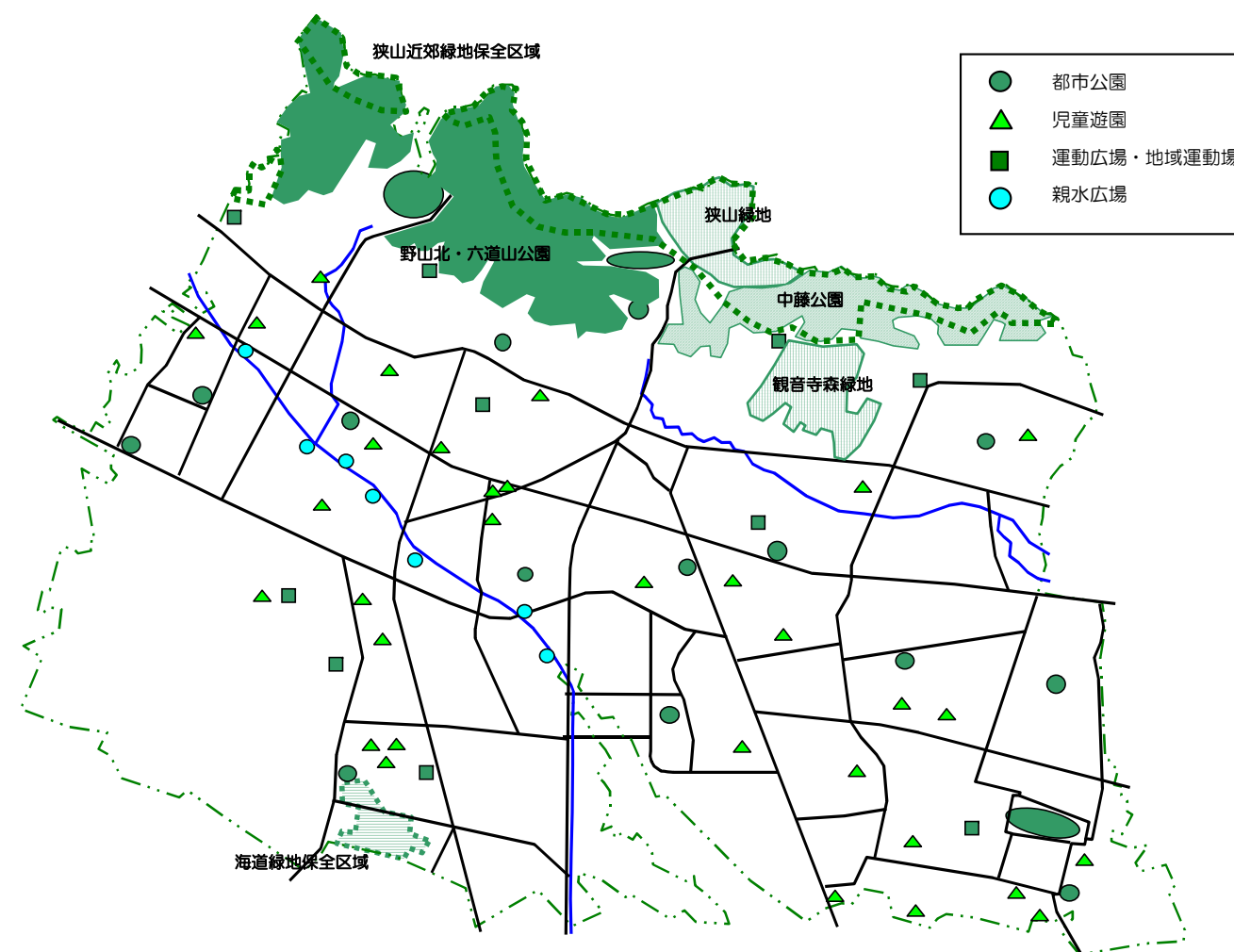
平成22年4月1日現在

種別	公園・緑地名	計画決定面積(約 ha)	開園面積(約 ha)	摘要
広域公園	1 都立野山北・六道山公園	130.20	126.19	総合公園・野山北公園含む
	2 都立中藤公園	57.70	—	
	計	187.90	126.19	
総合公園	3 山王森公園	7.10	0.58	
	4 大南公園	7.70	5.49	
	計	14.80	6.07	
近隣公園	5 御伊勢の森公園	3.30	0.06	
	6 雷塚公園	2.10	2.15	
	7 向山公園	1.10	0.15	
	8 十二所神社公園	1.40	0.05	
	9 峰公園	1.00	—	
計	8.90	2.41		
街区公園	10 残堀公園	0.75	—	
	11 馬場公園	0.26	—	
	12 野山公園	0.55	0.07	
	13 オカネ塚公園	0.96	0.96	
	14 伊奈平公園	0.28	0.27	
	15 経塚向公園	0.25	0.25	
	16 中原公園	0.40	0.40	
	17 大南東公園	0.29	0.29	
計	3.74	2.24		
その他の公園	18 三本榎史跡公園	—	0.11	
	19 三ツ藤南公園	—	0.21	
	20 プリンズの丘公園	—	1.18	
	21 さいかち公園	—	0.90	
	22 西大南樹林公園	—	0.18	
計	0	2.58		
合計		215.34	139.49	
種別	名称	面積		
緑地	1 観音寺森緑地	15.75	15.75	
	2 狭山緑地	15.52	15.52	
	計	31.27	31.27	
緑地保全区域	1 狭山近郊緑地保全区域	81.10		広域公園・緑地と重複
	2 海道緑地保全区域	8.67		
	計	89.77		

表 児童遊園一覧 その他の広場一覧 平成22年4月1日現在

種別	児童遊園名		面積(m)	児童遊園名		面積(m)
児童遊園	1	順礼塚児童遊園	87.41	24	残堀四丁目児童遊園	244.20
	2	向山児童遊園	247.37	25	残堀五丁目児童遊園	349.00
	3	西大南児童遊園	62.87	26	大南一丁目南児童遊園	263.93
	4	アタゴ松児童遊園	147.00	27	学園一丁目児童遊園	205.00
	5	東大南児童遊園	1076.71	28	大南五丁目児童遊園	193.28
	6	新海道児童遊園	818.91	29	学園四丁目東児童遊園	221.83
	7	残堀児童遊園	1092.39	30	宿児童遊園	338.39
	8	大道児童遊園	999.95	31	横田児童遊園	2941.13
	9	大南四丁目児童遊園	138.62	32	神明児童遊園	425.32
	10	学園児童遊園	999.52	33	三ツ藤三丁目東児童遊園	328.49
	11	馬場児童遊園	75.36	34	三ツ藤三丁目児童遊園	189.43
	12	残堀二丁目児童遊園	171.22	35	中原一丁目児童遊園	186.02
	13	八ヶ下児童遊園	463.39	36	中原三丁目北児童遊園	1072.69
	14	三ツ藤児童遊園	1407.45	37	中原三丁目中央児童遊園	688.93
	15	大南一丁目児童遊園	3037.64	38	中原三丁目南児童遊園	365.60
	16	大南三丁目児童遊園	594.04	39	中砂児童遊園	342.00
	17	伊奈平五丁目児童遊園	308.38	40	大南一丁目中央児童遊園	285.26
	18	中原児童遊園	129.13	41	大南一丁目中央北児童遊園	638.96
	19	岸三丁目児童遊園	219.05	42	中原経塚向児童遊園	415.10
	20	三ツ木一丁目児童遊園	339.18	43	学園四丁目西児童遊園	840.75
	21	伊奈平五丁目南児童遊園	237.92	44	伊奈平四丁目児童遊園	666.64
	22	伊奈平五丁目東児童遊園	125.39	45	榎児童遊園	999.91
	23	学園四丁目児童遊園	679.80	計		25660.56

種別	名称	面積(ha)	摘要	種別	名称	面積(ha)	摘要	
運動広場	1	後ヶ谷戸運動広場	0.13		親水広場	1	富士見親水広場	0.26
	2	入り運動広場	0.12			2	富士塚親水広場	0.09
	3	小山内運動広場	0.21			3	山王森緑地広場	0.14
	4	赤堀運動広場	0.10			4	残堀親水広場	0.30
	5	シドメク保運動広場	0.21			5	なかよし緑地広場	0.19
	6	シドメク保第二運動広場	0.06			6	三ツ藤緑地広場	0.33
	7	新大南運動広場	0.11			7	伊奈平緑地広場	0.22
	計	0.73			計	1.53		
地域運動場	1	三ツ木地域運動場	0.50		地域運動場	2	原山地域運動場	0.39
				3		残堀・伊奈平地域運動場	0.30	
					計	1.19		

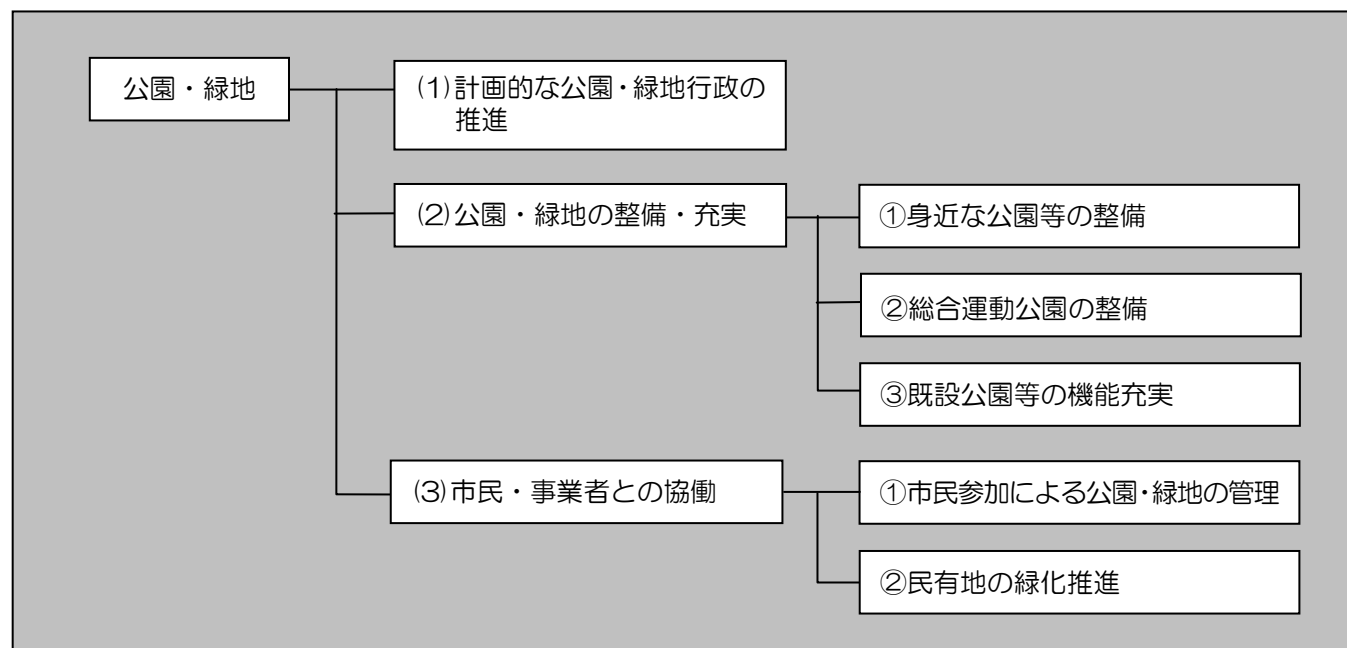




■基本方針

公園・緑地については、計画的な整備を進めていくとともに、管理において市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に愛される公園・緑地としての維持管理を促進します。

■施策の体系



■施策の内容

(2)公園・緑地の整備・充実

- ①身近な公園等の整備  
 子どもの遊び場、レクリエーション活動やコミュニティ活動の場など、日常生活圏の中にある身近な公園・緑地として、住区基幹公園、児童遊園、運動広場などの整備推進を図ります。  
 また、道路の用地取得で発生した残地の買上げ等によって、緑のネットワークも視野に入れたポケットパーク等の整備も検討します。

具体施策（事業）	事業課
○公園の適正な維持管理	道路公園課

- ②総合運動公園の整備  
 総合運動公園については、憩いとやすらぎの場、健康づくりの場、スポーツ・レクリエーションの場の機能を持つ拠点性の高い公園として、整備を促進します。

具体施策（事業）	事業課
○総合運動公園の整備の検討【再掲】	都市計画課

- ③既設公園等の機能充実  
 既存の公園・緑地については、市民ニーズに沿って、安心・安全性の高い施設環境を確保しながら設備の更新などを図り、機能を充実するとともに、適切な維持管理に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○公園の適正な維持管理【再掲】	道路公園課

(3)市民・事業者との協働

- ①市民参加による公園・緑地の管理  
 公園・緑地の管理に市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に根ざした公園・緑地の管理を推進します。

具体施策（事業）	事業課
○公園ボランティアの推進	道路公園課

- ②民有地の緑化推進  
 緑の基本計画に基づき、住宅地における生け垣や庭の緑化など、市民とともに民有地の緑化を推進するとともに、緑化意識の高揚を促進し、緑豊かなまちづくりを進めます。

具体施策（事業）	事業課
○樹林等の保全	道路公園課

(1)計画的な公園・緑地行政の推進

平成9年に策定された緑の基本計画の見直しについて検討するとともに、公園・緑地の計画的な整備や地域の緑化に努めます。  
 また、東京都及び区市町村で策定した緑確保の総合的な方針に基づき、緑の保全に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○緑の基本計画の見直し	道路公園課
○緑確保の総合的な方針の推進	

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1)計画的な公園・緑地行政の推進			
(2)公園・緑地の整備・充実			
(3)市民・事業者との協働			



### ③住宅・宅地

#### ■現状と課題

本市は、昭和41年に入居を開始した都営村山団地をはじめ、本市には、公団住宅・公営住宅が多く立地しています。

本市の住宅の傾向は、種類別住宅では一戸建てが56.7%、構造別住宅では防火木造と木造を含めると60%で持家が55%と依然として都心近郊の立地条件から、戸建の住宅地の開発が進行し、一部地域では、都市基盤整備が未整備なまま宅地化が進行し、スプロール化の問題が生じています。

また、日産自動車村山工場跡地の複地区周辺において大規模な土地利用転換が行われ、近接する本町一丁目、複三丁目地区では、「都市核土地地区画整理事業」が実施されています。

今後も、良好な住環境を確保するため、「まちづくり基本方針」に基づき、地域の特性を生かしたまちづくりを推進していく必要があります。

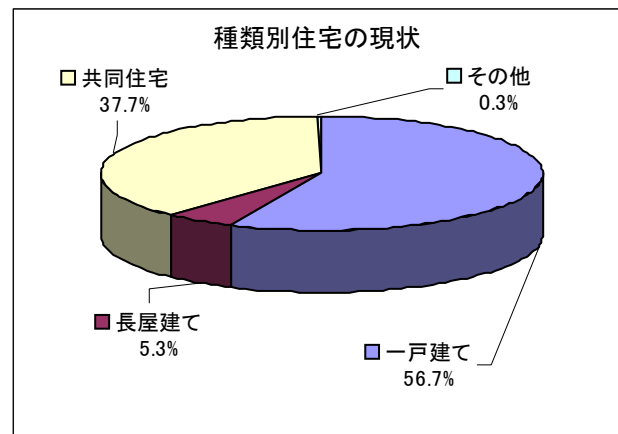
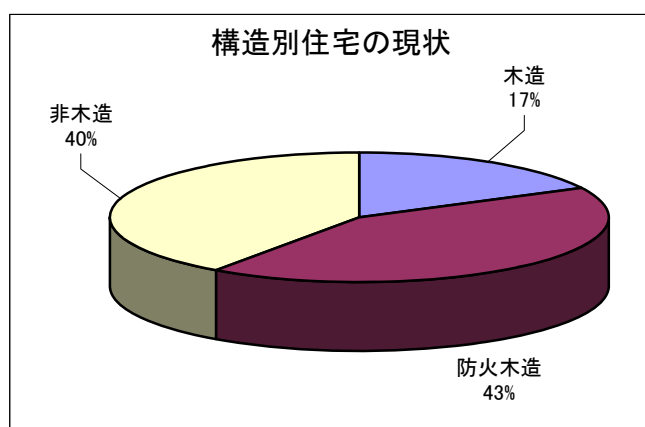
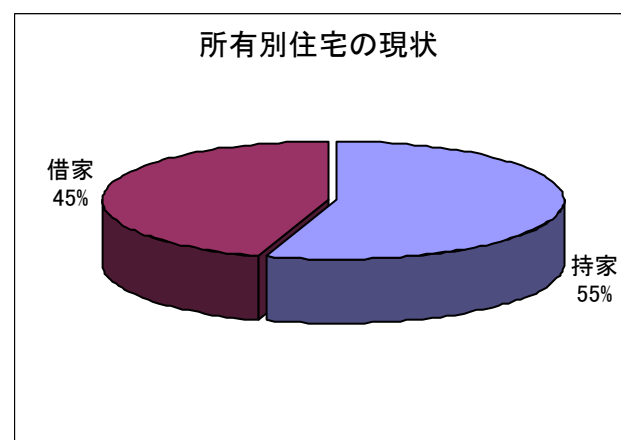


表 一団地の住宅施設

名称	面積 (約 ha)	都市計画決定年月日及び告示番号	
		当初決定	最終変更
村山団地	48.3	昭和40年3月6日 建設省告示第439号	平成9年7月11日 東京都告示第793号
むさしの第1住宅	4.7	昭和43年2月14日 建設省告示第179号	平成21年5月26日 武蔵村山市告示第73号
合計	53.0		

表 都営住宅等の概要

平成22年1月1日現在

名称	敷地面積 (ha)	総戸数	建替事業期	階	区分	棟数	戸数
				2階建	8戸区画	1	8
都営住宅 村山団地	48.4	4,725		5階建	10戸建	13	130
					20 "	4	80
					24 "	2	48
					25 "	1	25
					28 "	4	112
					30 "	26	780
					40 "	34	1,360
					50 "	7	350
					60 "	1	60
					第1期		1
第2期		6	468				
第3期		9	878				
第4期-I		2	166				

出典：統計書（東京都都市整備局資料）

表 市営住宅の概要

平成22年1月1日現在

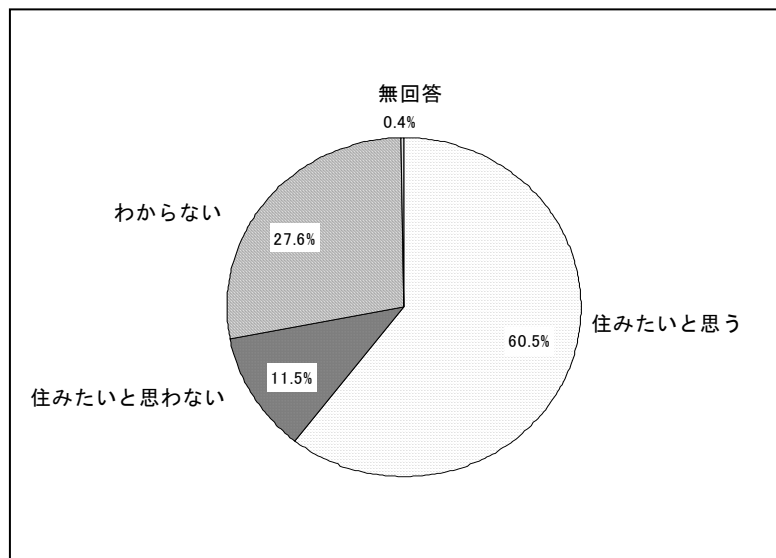
名称	敷地面積 (ha)	戸数	階	建設年
市営中央住宅	0.19	12	2階建	平成元年
市営三ツ木住宅	0.14	10	2階建	昭和63年
市営本町住宅	0.43	10	平家建	昭和31年

出典：統計書（管財契約課資料）

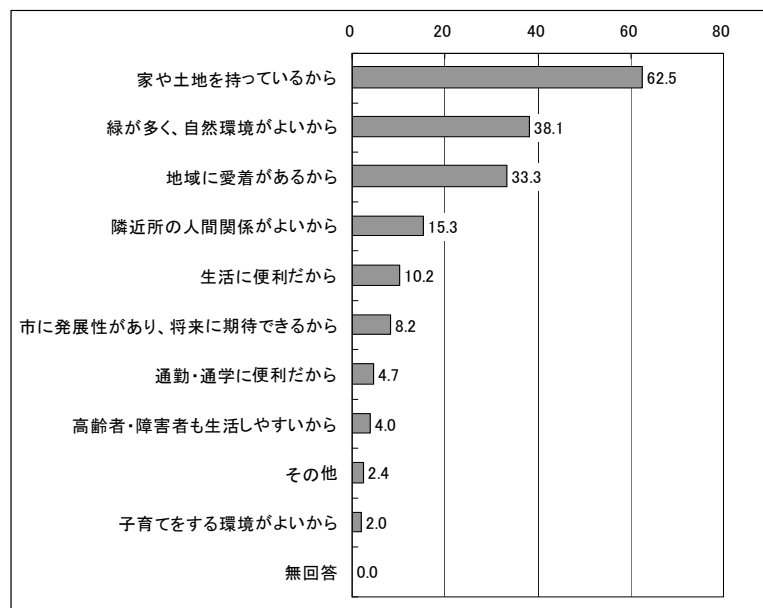
■市民の声

●意識調査 『定住意向 今後とも武蔵村山市に住みたいと思いますか』

◆定住意向：「住みたいと思う」が61%、「住みたいと思わない」が12%



◆住みたいと思う理由：「家や土地を持っているから」が63%



●市民懇談会の意見『住宅・宅地』

テーマ・宅地開発指導の徹底

- 宅地開発指導を徹底し、道路幅員の確保など居住環境の水準を維持していく。
- まちづくり条例により、計画的な宅地化を誘導する。

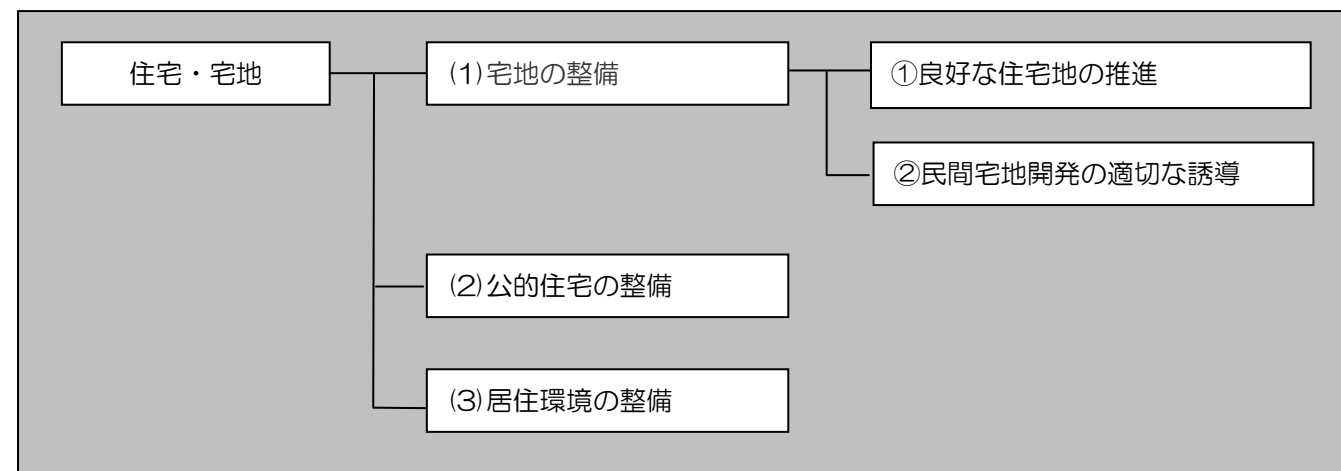
テーマ・武蔵村山らしい住宅

- 年齢、職業、所得の状況などに拘らず、いろいろな人達が交流をしながら同じ地域で暮らしていけるような環境を整備する。(ソーシャルミックス)
- 多世代が住めるような住宅環境をつくっていく。
- 緑を核とした住宅の形成に努める。(菜園付き住宅、共同菜園付き住宅など)

■基本方針

住宅・宅地については、自然環境に配慮しながら、地域の特性を活かした良好な住環境の整備を推進します。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 宅地の整備

- ①良好な住宅地の推進  
良好な住宅地の確保・誘導を図るため、市の重要な拠点である「都市核地区」における土地区画整理事業を推進します。

具体施策（事業）	事業課
○都市核土地区画整理事業の推進	区画整理課

- ②民間宅地開発の適切な誘導

まちづくり条例等に基づき、民間宅地開発の適切な規制・誘導に努め、住みよい生活環境の保全を図り、良質な宅地の供給を推進します。

具体施策（事業）(◎は新規)	事業課
◎まちづくり条例の推進	都市計画課

## (2) 公的住宅の整備

市営住宅については、本町住宅の建替えを都市核地区における土地区画整理事業との整合を図りながら推進します。建替えにあたっては、高齢者や障害者に配慮した住宅の供給を図ります。

都営村山団地については、良好な住環境と居住水準の向上を目指した施設整備と有効な土地利用のあり方について東京都と協議し、村山団地の活性化を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○本町住宅建替えに関する調査・検討	財政課
○村山団地建替えに関する協議・提案	都市計画課

## (3) 居住環境の整備

良好な居住環境を確保するため、地域住民の理解と協力のもと、地区に応じた土地利用を誘導します。

また、まちづくり条例や住宅マスタープラン等に基づき、地域特性を生かした良好なまち並み形成を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○住宅マスタープランの推進	都市計画課

## ■ 評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 宅地の整備			
(2) 公的住宅の整備			
(3) 居住環境の整備			

## ④下水道

### ■現状と課題

下水道関連の施設は、し尿や生活雑排水を処理することで、清潔で快適な住みよい環境を確保し、水質の浄化を図るための重要な都市基盤です。

本市の汚水は、市域を東西に二分して処理しており、西部地区は昭和49年度に多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連公共下水道として、東部地区は昭和54年度に荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区関連公共下水道として、それぞれ事業認可を受け、施設の整備を推進しています。

平成22年4月1日現在で、公共下水道（汚水）の整備率は96%であり、市街地での整備はほぼ完了しています。

雨水排水施設については、平成15年度に残堀川水系雨水基本計画を、平成18年度に空堀川水系雨水基本計画を策定し、推進しています。

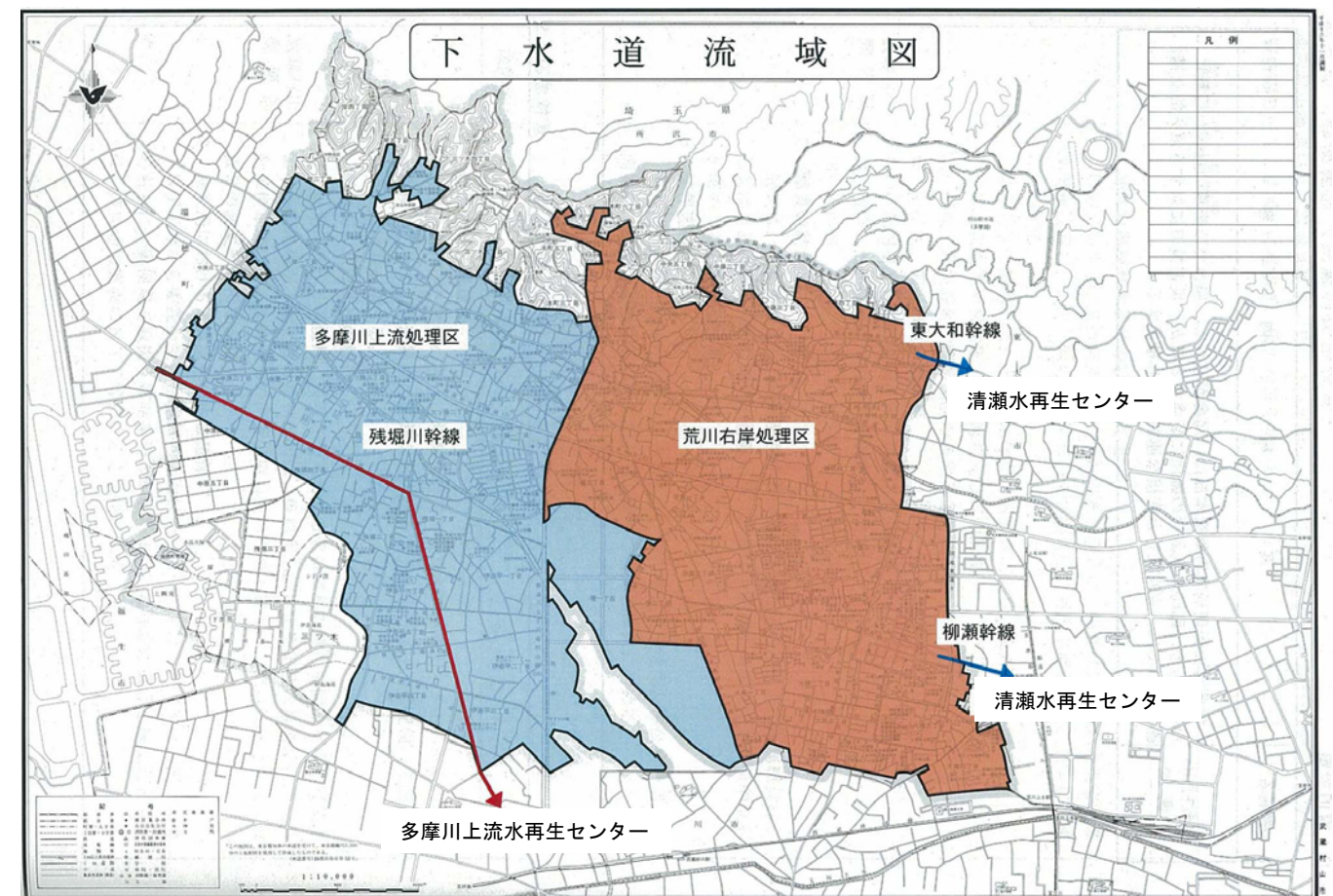
下水道整備開始（昭和49年度）から35年以上が経過しており、将来的には施設の老朽化が進み更新時期を迎えるため、耐震化等の機能向上を考慮した「長寿命化計画」を策定し、将来に向けた計画的な改築を推進する必要があります。

表 公共下水道（汚水）の普及状況

年次	行政区画面積(ha)	A 認可面積(ha)	B 処理区域面積(ha)	B/A×100(%)
平成15年	1,537	1,189	1,131	95.1
16	1,537	1,189	1,136	95.5
17	1,537	1,189	1,141	96.0
18	1,537	1,189	1,141	96.0
19	1,537	1,189	1,141	96.0
20	1,537	1,189	1,141	96.0
21	1,537	1,189	1,141	96.0

出典：統計書（下水道課資料）

図 下水道流域図

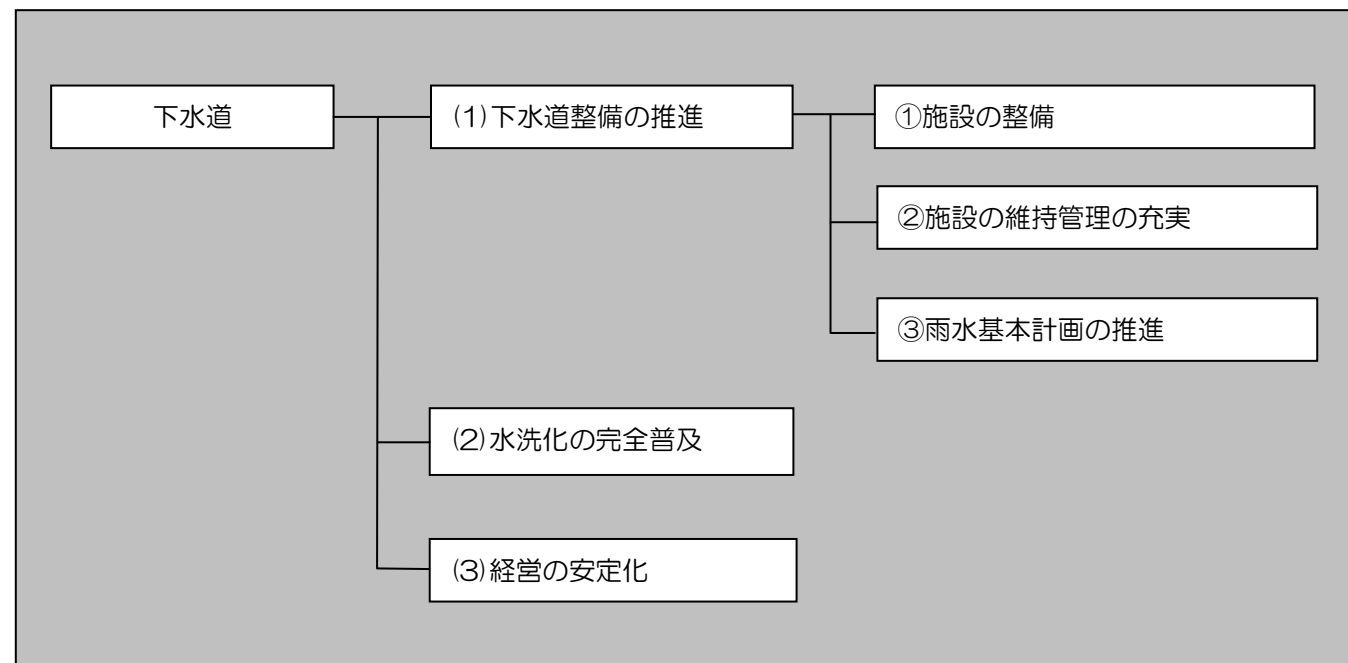


出典：武蔵村山市地域防災計画

■基本方針

公共下水道については、市街地では整備がほぼ完了しており、今後は老朽化に伴う管渠の改築とあわせ、耐震性の向上など適切かつ効率的な維持管理を行います。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 下水道整備の推進

① 施設の整備

今後の宅地開発などの状況を踏まえ、必要に応じて未整備箇所には管渠の整備を推進します。

具体施策（事業）	事業課
○管渠等の整備	下水道課

② 施設の維持管理の充実

管渠の現況調査、補修、清掃等の維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。また、下水道台帳（電子データ）の活用等により管渠の長寿命化計画を策定し、適切かつ効率的な維持管理を図ります。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
◎下水道長寿命化計画の策定	下水道課
○管渠の現況調査・補修・清掃	

③ 雨水基本計画の推進

総合的な雨水対策を図るため、残堀川水系及び空堀川水系の雨水基本計画を推進し、効率的な雨水処理施設の基盤整備に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○雨水基本計画の推進	下水道課

(2) 水洗化の完全普及

下水道の供用開始区域内においては、整備効果が円滑に得られるよう、老朽化した借家・アパート等の家主の協力・同意のもと、水洗化の完全普及の推進に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○水洗化の普及啓発	下水道課

(3) 経営の安定化

施設の効率的な維持管理、汚水処理費回収率の向上や下水道使用料の適正化に努め、市民の理解のもと、下水道事業の経営基盤の強化を図ります。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
◎下水道プランの推進	下水道課
○下水道使用料の検討	

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 下水道整備の推進	普及状況	96%	97%
(2) 水洗化の完全普及	水洗化率	98.6%	99%
(3) 経営の安定化	繰出金割合	28.2%	25%



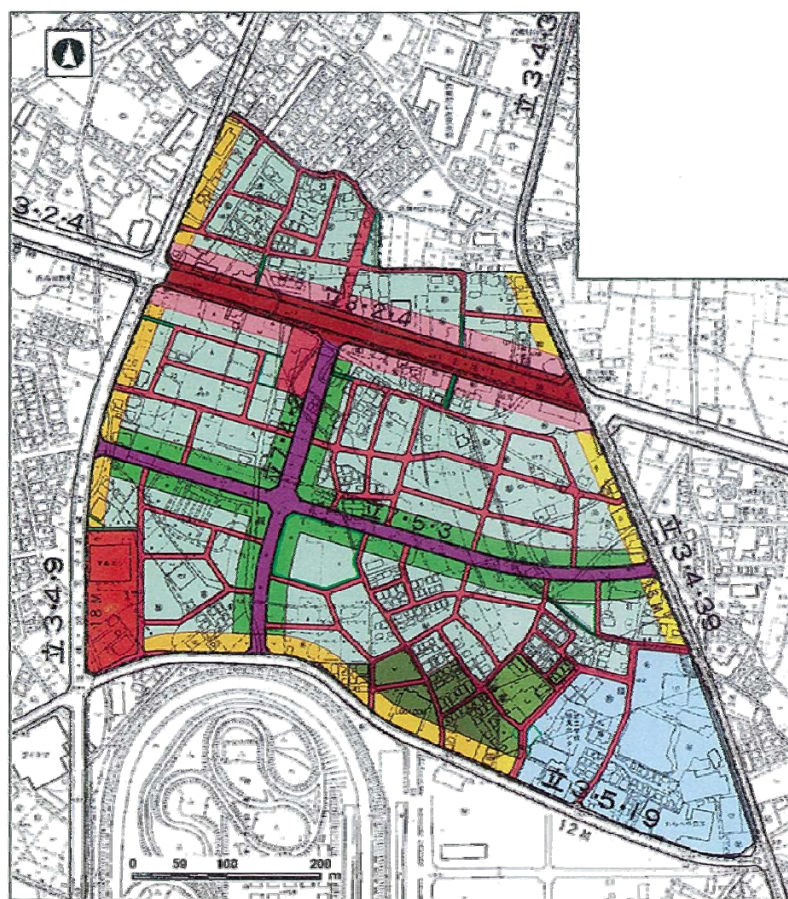
## ⑤都市づくり

## ■現状と課題

日産自動車工場跡地の利用は、本市の将来のまちづくりに大きな影響を及ぼすため、関係機関との協議を進め、「地区計画制度」によるまちづくりの整備手法を導入しています。

隣接する榎・本町地区の一部では、市の中心核としてふさわしい、魅力あふれるやすらぎのまちを目指して、平成13年1月に都市核土地区画整理事業の事業認可を受け、平成18年度から区画道路等の整備に着手しています。

魅力あるまちを創出するために、本市の中心となる本町・榎地区は拠点としてふさわしい都市機能の集積を行うとともに、その他の地域は適正な土地利用を推進し、地区の特性に応じた計画的な整備が必要です。



## ■市民の声

## ●市民懇談会の意見『土地利用』

## テーマ・都営村山団地の再生

■新たに整備される公共施設等の内容や残地部分の土地利用など、住民の要望も踏まえ、市として提案していく必要がある。

→残地部分は、賑わい・交流のある福祉、コミュニティ施設などが良いと考える。

→人の流れも生まれ、周辺の活性化にも繋がるよう、大学キャンパスの誘致も考えられる。

→教育機関の誘致は、市としては財政的なメリットが薄いのではないか。

→東京経済大学のプールなどが開放されている例もあるので、周辺住民に対する効果は期待できる。

## テーマ・狭山丘陵とその周辺

■崖線の部分などでは防災上の問題もあるので、斜面開発などを抑制することも必要である。

■狭山丘陵周辺の明確な土地利用方針を示していく必要がある。

→必要に応じて規制やルールなどを設けていく。(緑化義務など)

→市街化区域のフリンジ部分であっても、狭山丘陵の緑あふれる風景を守っていく必要がある。

■個人の土地なので難しい部分もあるが、家を建てる際は、緑の中に家があるようなイメージとしていくことが必要である。

## テーマ・日産跡地の活用

■周辺住民(市民)や行政を含め、事業者と三者で協議していく場を設けていく。

## テーマ・新旧の青梅街道沿道の土地利用

■メリハリをつけて土地利用を行う。(自然を守るところ、効果的に利用するところ)

→新青梅街道沿道は一部を除き第一種住居地域となっているが、将来的には土地の有効活用として、高度利用の可能性を探る。しかし、景観を阻害するような高層にはしない。

■新青梅、旧青梅街道沿道地区の性格づけを行い、今後はそれをもとに沿道型まちづくりの検討する。(新：車中心、大型店舗を活用/旧：人中心、昔ながらの商店を活用)

## テーマ・総合体育館北側の土地の有効活用

■今後の利用方法については、市民も一緒になって提案していく必要がある。

→オーナー制の植樹を行えるようにする。

→市民による管理について検討する。

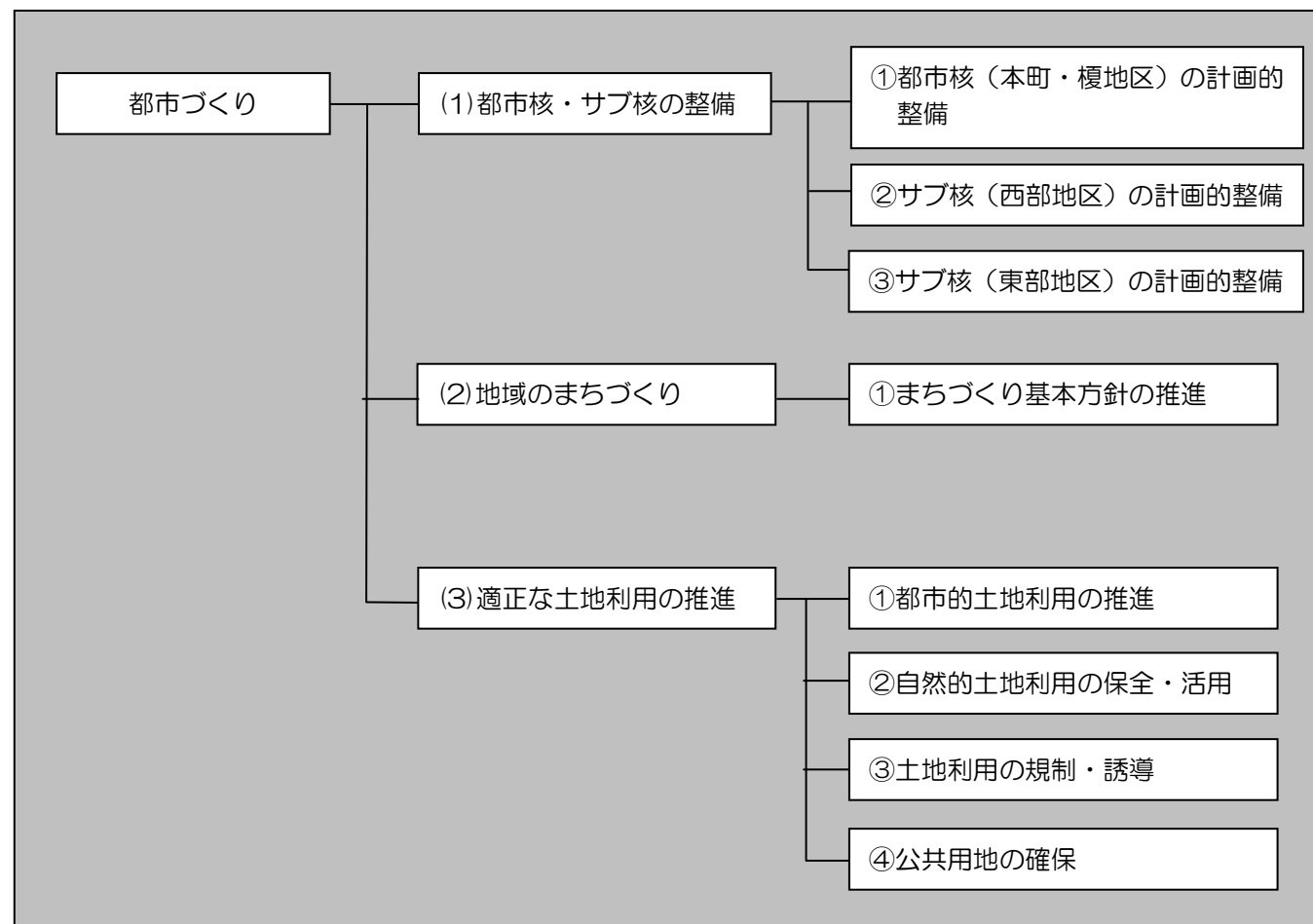
## テーマ・3つの核

■市の活性化やこれまでの方向性から見ても3つの核の整備(3駅周辺の拠点づくり)は必要である。

■基本方針

本町・榎地区については、本市の都市核として、土地区画整理事業等により市の拠点にふさわしい道路、公園などの都市基盤を整備します。  
 また、緑が丘地区と中原・岸地区については、本市の東西のサブ核として、地区の特性に応じた計画的・効率的な整備を推進します。

■施策の体系



■施策の内容

(1)都市核・サブ核の整備

- ①都市核（本町・榎地区）の計画的整備  
 本町・榎地区においては、「まちづくり基本方針」に基づき、「榎地区まちづくり検討会報告書」等との整合を図りながら、市の顔・シンボルとしてふさわしい、商業・業務等のより高次な都市機能の集積や高度な土地利用、市街地の防災機能の向上を図り、本市の中心となる拠点地区の形成に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○都市核土地区画整理事業の推進【再掲】	区画整理課
○跡地整備の推進	都市計画課

- ②サブ核（西部地区）の計画的整備  
 中原・岸地区においては、本市の西の拠点として、緑とふれあう安らぎのある居住環境の確保を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○西部地区整備の検討	都市計画課

- ③サブ核（東部地区）の計画的整備  
 緑が丘地区においては、本市の東の拠点として、都営村山団地の建替えなどの再生計画に合わせ、地区の特性に応じた計画的・効率的な整備を促進します。

具体施策（事業）	事業課
○都営村山団地再生計画の促進	都市計画課

(2)地域のまちづくり

- ①まちづくり基本方針の推進  
 「まちづくり基本方針」の実現のためには、市民・事業者・市の三者が目標を共有し、それぞれの役割のもとに取組むことが重要であり、まちづくり計画の提案及び開発事業の規制などを定めたまちづくり条例による協働のまちづくりを推進します。  
 また、「まちづくり基本方針」は現状に合った方針に改定を行います。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○まちづくり基本方針の改定	都市計画課
◎まちづくり条例の推進【再掲】	

## (3) 適正な土地利用の推進

## ① 都市的土地利用の推進

市民生活の利便性や良好な住環境の保全、向上等を図るため、面的整備手法の活用等により、住宅地、商業地や工業地など、それぞれの土地利用の促進を図り、用途の適正化、土地の有効利用による良好な市街地の形成に努めます。

日産自動車村山工場跡地内では、「榎地区まちづくり検討会報告書」等との整合を図りながら、地区計画制度の導入等により計画的な都市基盤整備を推進します。

また、榎二丁目地区（跡地東側地区）についても日産自動車村山工場跡地等と整合した計画的なまちづくりを検討します。

具体施策（事業）	事業課
○跡地整備の推進【再掲】 ○榎地区まちづくりの検討【再掲】	都市計画課

## ② 自然的土地利用の保全・活用

市民の憩いやうるおいの場としての、豊かな自然環境を残す狭山丘陵、農地や河川などについては、緑や環境の保全と有効活用を図ります。

また、まちづくり条例に基づき、市民から提案されたまちづくりの計画等についても、公園、緑道等の整備に生かすなど、市民・事業者・市が連携した協働のまちづくりを推進します。

具体施策（事業）	事業課
○緑の基本計画の見直し【再掲】	道路公園課

## ③ 土地利用の規制・誘導

一定規模のまとまった土地の利用転換が行われる際には、地区計画等を活用し、秩序ある土地利用を誘導します。

具体施策（事業）	事業課
○地区計画制度の活用 ○民間事業者等への適切な指導	都市計画課

## ④ 公共用地の確保

市民の利便性や快適性を高めるための道路、公園等の公共事業用地や都市基盤整備に必要な用地については、計画的かつ長期的な展望に立って確保に努めます。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○都市計画道路等事業用地の確保	都市計画課

## ■ 評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 都市核・サブ核の整備			
(2) 地域のまちづくり			
(3) 適正な土地利用の推進			



## (2)環境

### ①廃棄物処理とリサイクル

#### ■現状と課題

本市におけるごみの収集量は、平成20年度で18,892トンであり、近年は減少傾向にあります。収集したごみの処理は、原則として、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理場で破砕、焼却し、その焼却灰については、東京たま広域資源循環組合の最終処分場に搬入し、埋立及びエコセメント化による再資源化を行っています。

平成17年には、粗大ごみの処理の有料化を実施し、民間施設で廃棄物資源分別事業を行い、拠点回収等を実施しており、平成20年には、「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画」を改訂し、ごみの減量と資源化を進め、循環型社会の形成を推進しています。

またリサイクル事業については、民間施設で廃棄物資源分別事業を行っており、平成20年度の回収率は94%と高い値になっています。し尿処理については、湖南衛生組合のし尿処理場で処理しています。

近年は、狭山丘陵の茂みや道路の植樹帯など、人目につきにくい場所での不法投棄が後を絶たないことから、監視体制の充実などの対策を進めるとともに、ごみの減量化に向けた対策をさらに進めていく必要があります。

表 じん芥収集状況の推移

年度	総数	収集量(t)				粗大ごみ
		燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源になるもの		
				(不燃性資源物)	(可燃性資源物)	
平成16年度	19,928	12,630	1,496	1,987	3,302	513
17	20,092	12,858	1,402	1,916	3,360	556
18	20,210	13,150	1,283	1,988	3,459	330
19	19,104	12,739	1,053	2,053	2,967	292
20	18,892	12,793	1,073	2,042	2,678	306

表 資源リサイクルセンターにおける資源回収状況の推移

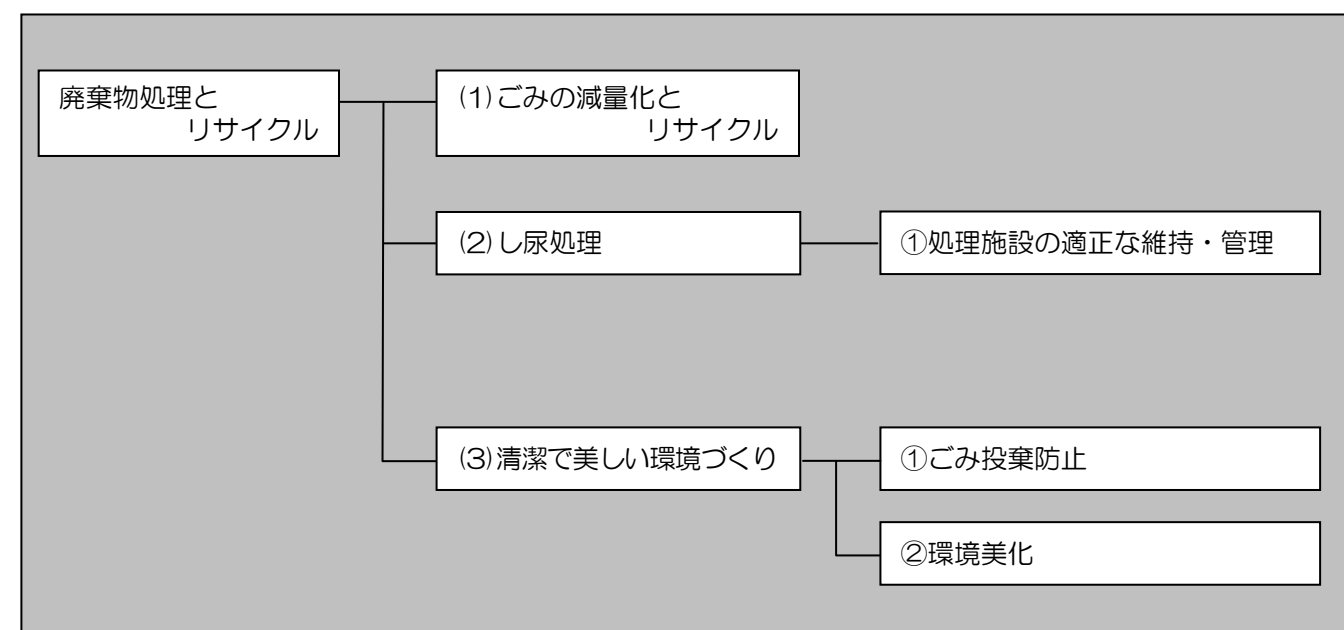
年度	搬入量(t)	資源回収率(t)			回収率(%)
		可燃性資源物	不燃性資源物	合計	
平成16年度	5,418	3,302	1,923	5,225	96.4
17	5,433	3,360	1,889	5,249	96.6
18	5,551	3,459	1,905	5,364	96.6
19	5,114	2,967	1,878	4,845	94.7
20	4,807	2,678	1,841	4,519	94.0

出典：統計書（環境課資料）

#### ■基本方針

市民や事業者と市が協働し、ごみの減量化とリサイクルを推進するとともに、ごみの処理にあたっては、一部事務組合と共同し、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。

#### ■施策の体系



#### ■市民の声

##### ●市民懇談会の意見『ごみ処理とリサイクル』

##### テーマ・ごみの減量化と活用

- ごみゼロ運動を推進する。家庭ゴミを減量していく。
- 「ごみは資源」として意識を啓発していく。

## ■ 施策の内容

## (1) ごみの減量化とリサイクル

ごみの分別やマイバックの利用促進など、市民や事業者との協働によって、ごみの排出量を抑制していきます。また、グリーン購入をはじめ、集団回収の支援や堆肥化した生ごみのリサイクル方法の検討など、資源の循環を進めていきます。

具体施策（事業）	事業課
○リサイクル商品や不用品交換についての情報提供 ○ごみリサイクル方法の検討 ○生ごみ処理機購入の推進 ○グリーン購入の推進	環境課 地域振興課

## (2) し尿処理

## ① 処理施設の適正な維持・管理

湖南衛生組合におけるし尿処理施設の適正な維持管理に努めます。また、下水道施設普及に伴う、し尿処理施設の有効活用を検討します。

具体施策（事業）	事業課
○し尿処理施設の有効活用の検討	環境課

## (3) 清潔で美しい環境づくり

## ① ごみ投棄防止

パトロールなど監視の充実を図っていくとともに、土地所有者に対して適切な管理を要請していきます。また、警察等の関係機関との協力により、不法投棄の摘発を行うための監視を実施します。

具体施策（事業）	事業課
○不法投棄の監視やパトロールの充実 ○不法投棄防止のPR	環境課 道路公園課

## ② 環境美化

市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進するための指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを進めていきます。

具体施策（事業）	事業課
○自主的な環境活動の支援 ○クリーン作戦の実施 ○指導者育成の支援	環境課

## ■ 評価指標

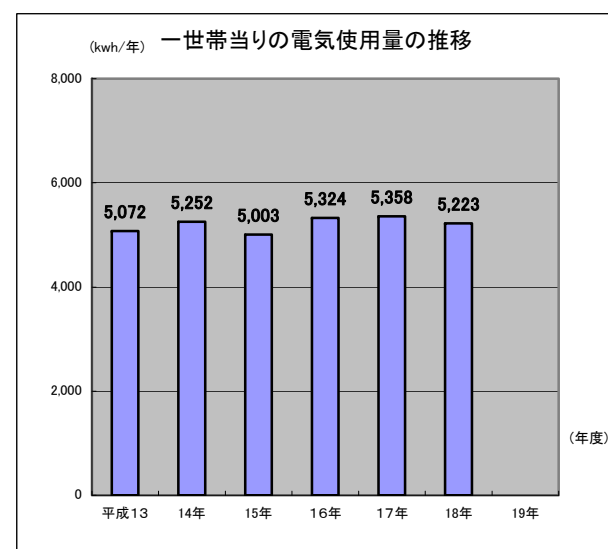
中項目	指標	現況	目標
(1) ごみの減量化とリサイクル	ごみの発生抑制	排出物原単位 862g	平成29年度までに60gの減量
	リサイクル率の向上	28%	40%
(2) し尿処理	し尿処理施設の適切な維持管理	2,061.3kl	下水道接続に伴う処理量の減少に対応した適正な維持管理の実施
(3) 清潔で美しい環境づくり	不法投棄に対する新たな取組	職員による市内パトロール	継続

## ②地球温暖化対策

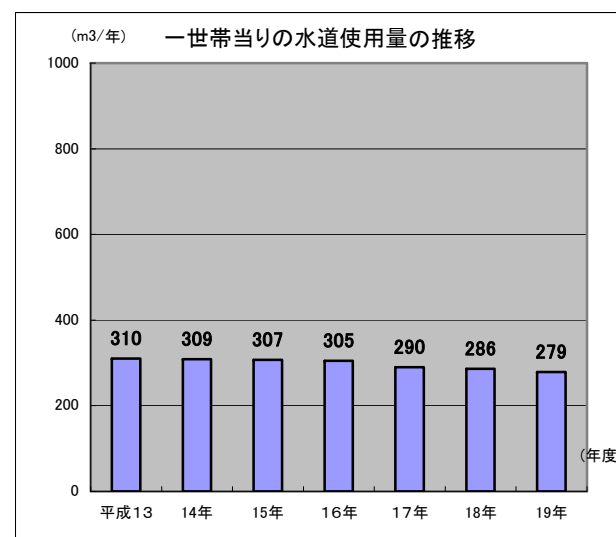
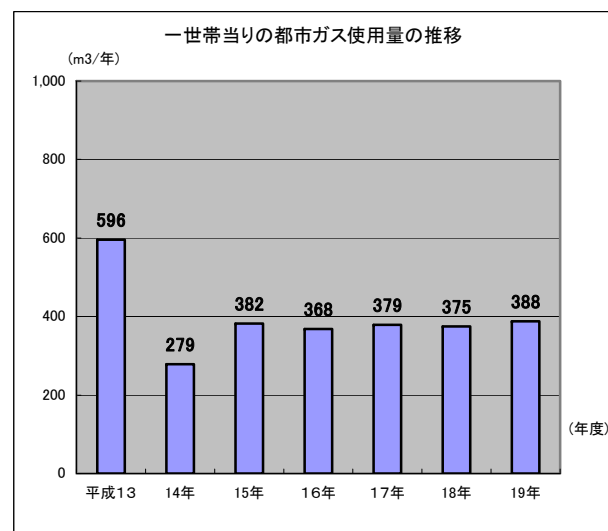
### ■現状と課題

本市では、庁舎内における電気・ガス・水道の使用量の削減に向けた取組や低公害車の導入など、地球温暖化の防止に努めてきました。また、温室効果ガス排出量を削減するために、平成18年度に策定した「環境基本計画」の中で重点的取組の一つに地球温暖化の防止を掲げるとともに、「地球温暖化対策実行計画」を策定し、庁舎内における地球温暖化防止対策を推進してきました。この計画における温室効果ガスの排出削減の目標は、平成23年度までに6%以上の削減（平成17年度比）を掲げています。

今後は、家庭や事業所に対して、平成18年度に定めた「環境行動指針」に基づき地球温暖化防止に向けた意識啓発を図り、環境行動を促進していくとともに、庁舎内における地球温暖化防止対策を一層進めていく必要があります。



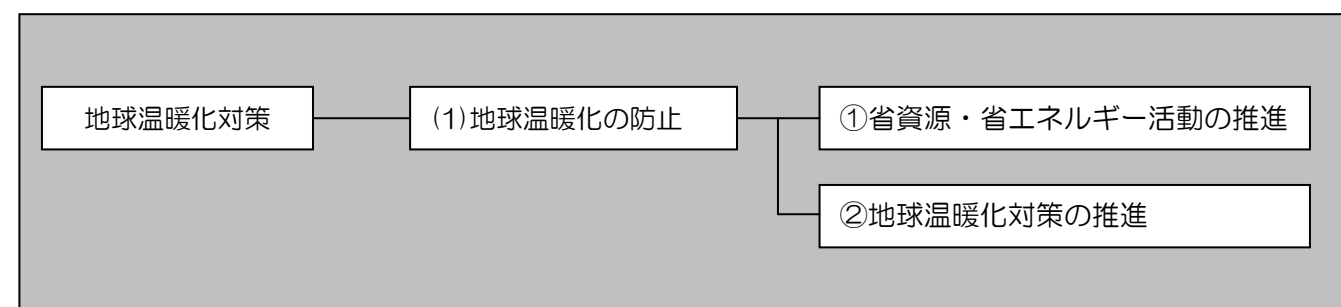
※電気使用量は平成19年度から非公開（東京電力）



### ■基本方針

地球温暖化対策を推進し、省資源・省エネルギー活動を促進するため、市民、事業者に対し、各種情報の提供や啓発活動などを行います。

### ■施策の体系



### ■施策の内容

#### (1)地球温暖化の防止

##### ①省資源・省エネルギー活動の推進

地球温暖化を防止するため、環境にやさしいライフスタイルの実現を目指し、情報の提供、啓発活動や支援を推進します。

具体施策（事業）	事業課
○省資源・省エネルギー活動のPR ○自然エネルギー活用の推進	環境課

##### ②地球温暖化対策の推進

市の事務・事業における地球温暖化対策をより一層推進します。  
また、市民・事業者の環境行動の手がかりとなる「環境行動指針」を通じて、市民・事業者の環境保全意識を高めるとともに、環境行動を推進します。

具体施策（事業）	事業課
○地球温暖化対策実行計画の推進 ○環境行動指針を通じた意識啓発 ◎市立学校への太陽光パネルの設置【再掲】	環境課 教育政策担当

### ■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1)地球温暖化の防止	温室効果ガス排出削減量	4,930 t	6%以上削減

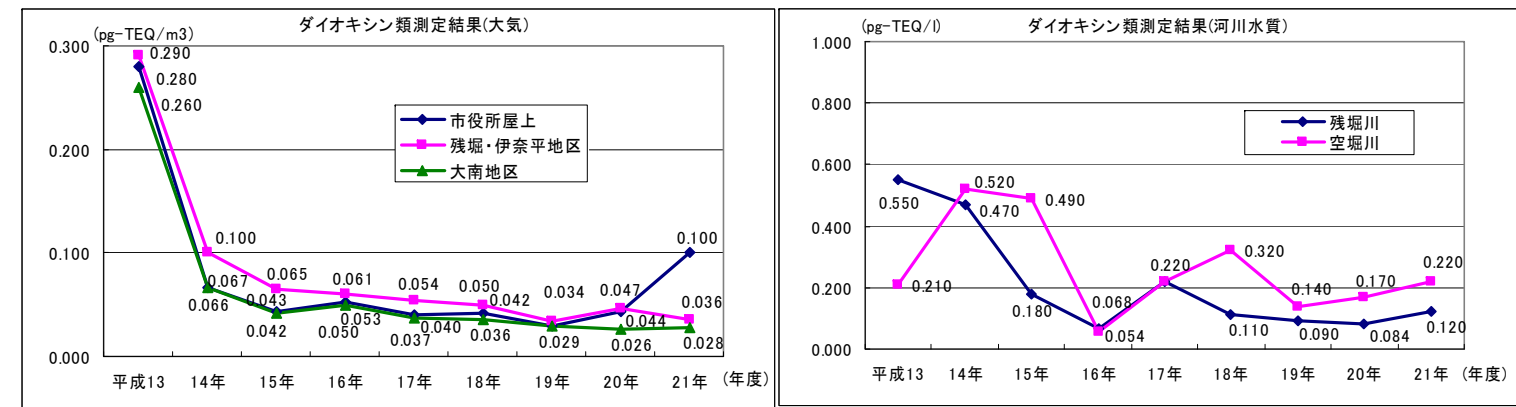
### ③公害対策・環境美化

#### ■現状と課題

本市の大気中の二酸化窒素濃度は、平成13年度から平成21年度にかけて、いずれの地点も環境基準(0.06ppm)を下回っています。河川の水質汚濁についても、水質調査の結果、平成13年度から平成21年度の残堀川(3mg/l以下)・空堀川(10mg/l以下)のBOD濃度(年平均値)の推移を見ると平成17年度の残堀川(富士見橋)を除き、全ての地点において環境基準を下回っています。

また、道路交通騒音については、平成21年度の主要幹道路環境調査の結果、要請限度(昼75dB以下、夜70dB以下)を下回っています。航空機騒音については、第十小学校の屋上に航空機騒音計を設置し、自動計測を実施しており、過去9年間の推移を見ると、いずれも環境基準(70WECPNL以下)を下回っています。ダイオキシン類については、本市では、一般大気(3か所、環境基準0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下)、河川水質(2か所、環境水準1pg-TEQ/l以下)のダイオキシン類調査を実施しており、過去9年間の推移を見ると、いずれも環境基準を下回っています。

これらの公害対策や環境美化については、今後も引き続き関係機関や周辺市町と連携を図り、対策を進めていくとともに、影響を未然に防ぐため、確実な管理体制を推進していく必要があります。



#### ■市民の声

#### ●市民懇談会の意見『公害対策と環境美化』

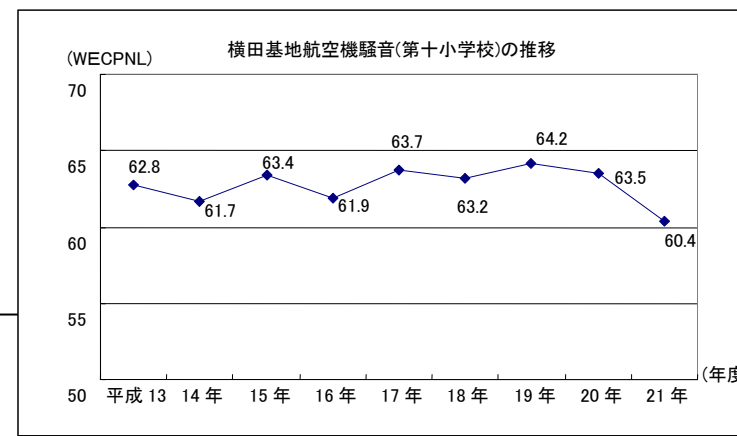
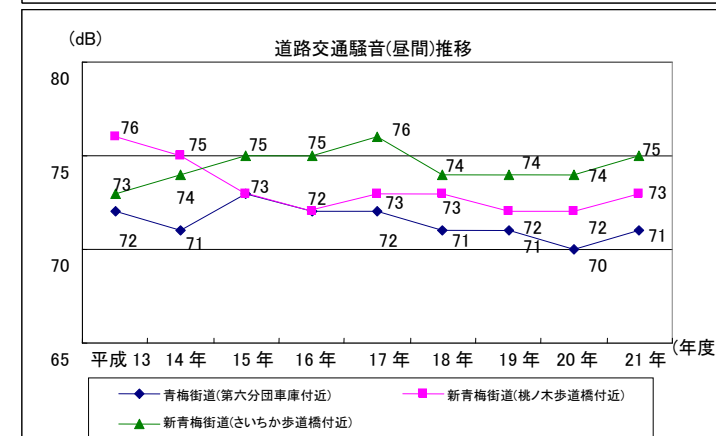
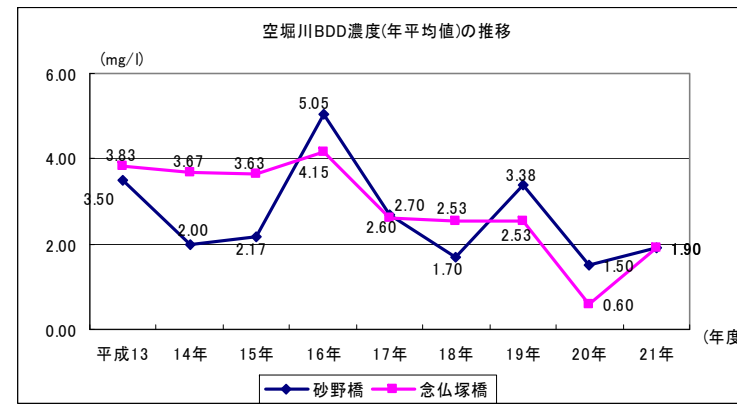
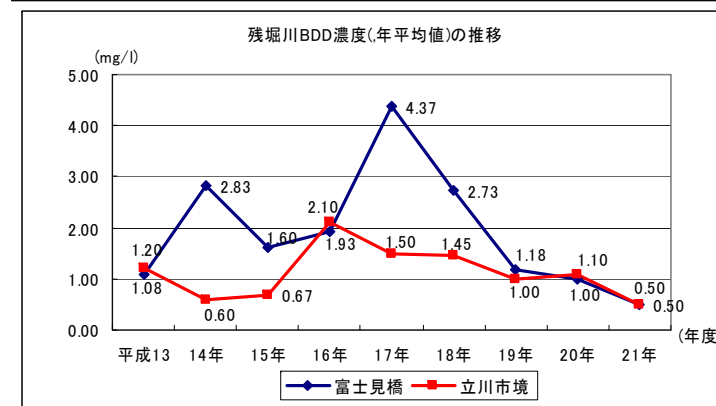
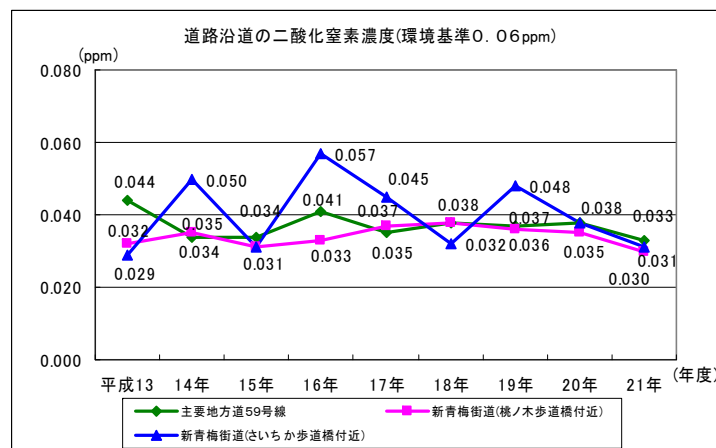
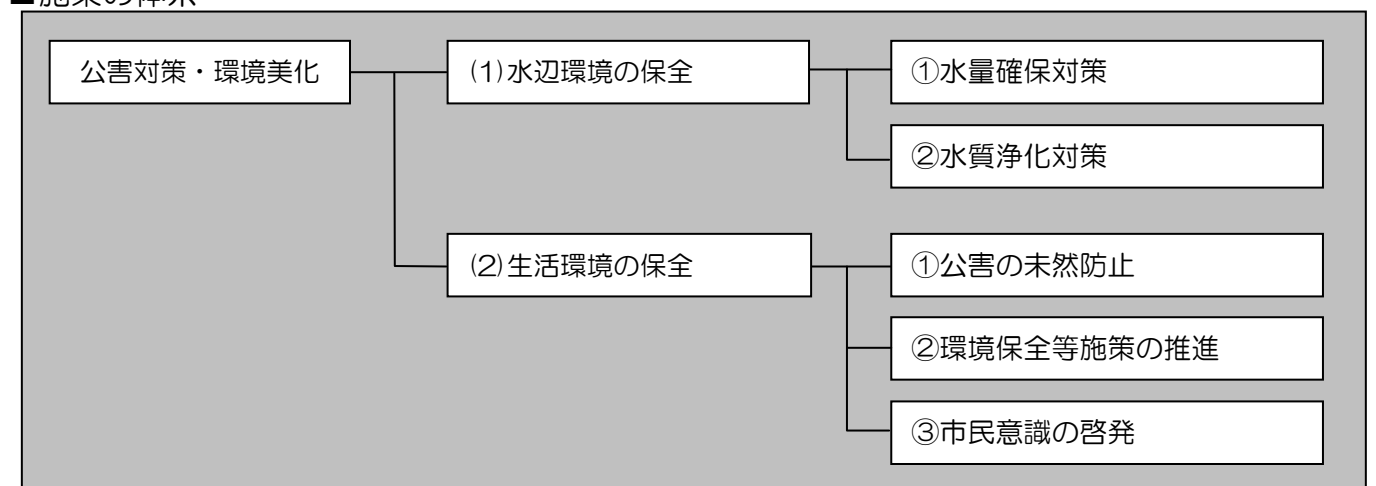
#### テーマ・モラルの向上

■パトロールを徹底するなど、不法投棄の防止を強化する。

#### ■基本方針

清潔で美しいまちを守るため、河川の水質の浄化、大気汚染の防止、騒音の防止等については、関係機関との連携を一層深め、的確な対策を講じるとともに、市民や事業者と一体となった取組を推進します。

#### ■施策の体系



## ■ 施策の内容

## (1) 水辺環境の保全

## ① 水量確保対策

河川の水量を確保するため、雨水の地下浸透などの措置を関係機関に働きかけ、地下水のかん養を図るとともに、源流地域の整備や環境改善などに努めます。

具体施策（事業）	事業課
○湧水の保全 ○関係機関との連携	環境課 道路公園課

## ② 水質浄化対策

河川の水質浄化のため、引き続き下水道への接続による生活雑排水の排除、環境保全に対するモラルの向上を推進するとともに、水質調査の実施など河川の監視を継続します。

具体施策（事業）	事業課
○残堀川クリーンアップ作戦の実施 ○水洗化の普及啓発【再掲】	環境課 下水道課

## (2) 生活環境の保全

## ① 公害の未然防止

事業者に対し、自己監視の励行や自主的改善を求めるとともに、良好な環境を確保するために必要な監視及び指導を行います。

また、地域住民と関係機関との協力により、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの調査・監視等を行うとともに、引き続き環境保全パトロールを実施し、公害の未然防止に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○公害調査の実施（燃料検査、ダイオキシン類等調査等） ○環境保全パトロールの実施	環境課

## ② 環境保全等施策の推進

人と自然との共生を基本とし、市と全ての市民及び事業者とが協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを目指すため、環境基本計画に基づき、環境の保全等に関する施策を推進します。

具体施策（事業）	事業課
○環境基本計画の推進	環境課

## ③ 市民意識の啓発

良好な地域環境を保全するため、広報紙や里山体験施設を利用した生涯学習などにより、環境教育を推進し環境保全に対する意識の啓発と知識の普及を図り、市民生活のルールやマナーなど身の回りからの取組を推進します。

具体施策（事業）	事業課
○自然観察会の実施 ○環境に関するイベントの開催	環境課 生涯学習スポーツ課

## ■ 評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 水辺環境の保全	環境基準	—	基準値以下
(2) 生活環境の保全	年次報告書評価	—	B評価以上